
静岡市再犯防止推進計画
【令和3・4年度】

令和3年3月

静岡市再犯防止推進計画の策定にあたって

近年、全国的に刑法犯認知件数は減少していますが、再犯者率は一貫して上昇し続けているため、今後、地域の安全・安心を一層確保するにあたり、再犯防止の取組の推進が重要となっています。

再犯の防止に関しては、平成28年に再犯の防止等の推進に関する法律が施行され、翌平成29年には国による再犯防止推進計画が策定されるなどの整備が進められてきているところです。

私も保護司としての活動を通じて再犯防止の推進については必要性を強く感じており、本市でも、国の再犯防止推進計画や静岡県再犯防止推進計画等を踏まえ、再犯の防止の推進にあたり、基本的な方向性や取組等を定め、施策を総合的かつ計画的に推進するための施策を取りまとめた「静岡市再犯防止推進計画」を策定しました。

策定に当たっては、市内の関係機関、団体等の皆様から多くの貴重な御意見をいただきましたことに、心より感謝いたします。

本市は、平成30年6月に国から「SDGs 未来都市」に、同年7月には国連からアジア圏唯一の「SDGs ハブ都市」に選定されました。その理念は、「誰一人取り残さない」という究極の理想にあり、再犯防止もまた、理念を同じくするところだと考えています。

今後、再犯防止を通じて、市民一人一人が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指していくため、関係機関、団体等の皆様と連携して、本計画に基づく取組を推進してまいります。

市民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和3年3月

静岡市長 田辺信宏



目次

第1 計画の概要

1 計画策定の趣旨等	
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置付け	3
(3) 計画の期間	4
(4) 計画に基づく再犯防止施策の対象者	4
2 計画の基本理念、基本方針等	
(1) 基本理念	5
(2) 基本方針	6
(3) 重点課題	7
(4) 成果指標	8

第2 再犯防止を取り巻く状況

1 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率	
(1) 全国の状況	11
(2) 静岡市の状況	13
2 犯罪をした者等の処遇について	
(1) 犯罪者処遇の概要	
ア 成人による刑事事件の流れ	17
イ 非行少年に関する手続の流れ	19
ウ 国、県や民間団体の取組	21
(2) 起訴、不起訴の件数	33
(3) 高齢者と再犯	34
(4) 薬物事犯と再犯	35
(5) 少年と再犯	36
(6) 更生保護に関する状況	37

第3	再犯防止の関連施策	38
	令和3年度 新規実施予定 再犯防止相談支援事業	39
1	就労・住居の確保等	
(1)	就労の確保	41
(2)	住居の確保	43
2	保健医療・福祉サービスの利用の促進等	
(1)	高齢者・障がいのある人などで 犯罪をしてしまった者への支援	45
(2)	薬物等への依存症の人で 犯罪をしてしまった者への支援	48
3	学校等と連携した修学支援の実施等	49
4	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等	51
5	民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等	53
6	国・民間団体等との連携強化等	55
	(参考) 犯罪等に強いまちづくり	56
第4	計画の推進体制等	
1	推進体制	57
2	進行管理	57
第5	資料	
1	用語集	58
2	再犯の防止等の推進に関する法律（概要・条文）	64
3	静岡市再犯防止推進計画策定委員会の組織等	72
4	静岡市再犯防止政策連携統括会議	75

第1 計画の概要

1 計画策定の趣旨等

(1) 計画策定の趣旨

全国の刑法犯認知件数は、平成14年をピークに減少傾向にある一方、再犯者率（刑法犯検挙者に占める再犯者の割合）は上昇傾向にあり、平成28年には、約半数の48.7パーセントに達しました。

こうした状況を受け、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、その施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「**再犯の防止等の推進に関する法律**」（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」といいます。）が平成28年12月に制定されました。

再犯防止推進法では、政府に対して再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「国計画」といいます。）を定める義務が課せられており、都道府県及び市町村に対しては、国計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされました。

これを受け、平成29年12月には、国計画が策定され、静岡県においても令和2年3月に「静岡県再犯防止推進計画」（以下「県計画」といいます。）が策定されました。

静岡市における刑法犯認知件数は、平成12年にピークを迎え、13,392件に達しました。このため、市民、事業者、警察、関係機関・団体が一体となり、平成22年4月に「静岡市犯罪等に強いまちづくり条例」を制定し、平成23年3月には「静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画」を策定し、犯罪の起きにくいまちづくりに取り組んできました。

こうした結果、市内の刑法犯認知件数は平成29年には4,259件となり、平成12年の13,392件から29年では9,133件（68.2%）と大きく減少しましたが、静岡市における刑法犯により検挙された者のうち再犯者が占める割合（再犯者率）は上昇を続け、令和元年には46.8%となりました。

市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全・安心に暮らすことができる地域社会を実現するためには、再犯防止施策を推進していく必要があります。

また、本市においては、平成30年度に「静岡県SDGs（※）実施指針～持続可能なまちづくりのために～」を策定するとともに「SDGs未来都市」の選定を受け、誰一人取り残さない社会の実現に向けて、SDGsのゴールの達成に寄与する取組を進めています。

再犯者が多い犯罪として、窃盗、傷害及び覚醒剤取締法違反が挙げられます。その背景には、高齢、障がい、生活困窮等や厳しい生育環境が影響していることも少なくありません。また、犯罪をした高齢者や障がいのある人の中には、適切な福祉的な支援を受けられれば、再犯に及ばずに、社会で暮らしていくことができる方もいます。

このような中、静岡県としても犯罪を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現のためには、再犯防止を進めていくことが重要であるとの認識のもと、市が取り組む再犯防止施策の方向性を明らかにするため、静岡県再犯防止推進計画を策定します。

本計画に基づく再犯防止施策は、犯罪により尊い命を失った方々の遺族、今もなお犯罪被害によって精神的・肉体的苦痛を強いられている方々の心情に配慮しつつ、犯罪をした者等が自らの責任を自覚し、社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて推進していきます。

※ Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）



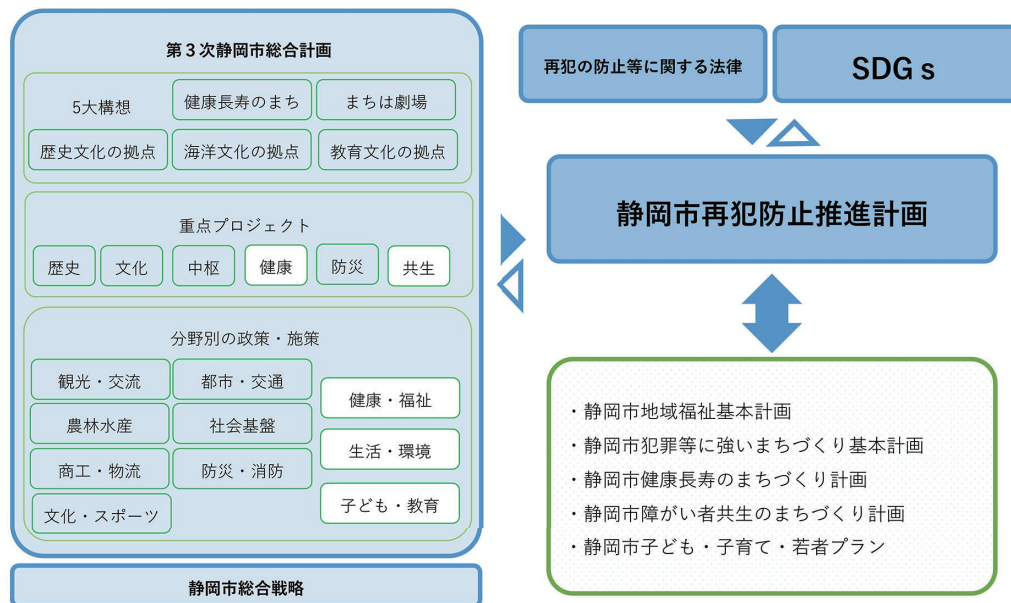
(2) 計画の位置付け

本計画は、**再犯防止推進法第8条第1項**の規定に基づき、国計画を勘案して、静岡市における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（**地方再犯防止推進計画**）として策定します。

また、静岡市では、静岡市自治基本条例（平成17年静岡市条例第1号）第15条第1項の規定に基づき総合計画（現在は第3次静岡市総合計画）を策定しており、各行政分野の計画は、総合計画に即して策定されています（同条第3項）。

静岡市では、「静岡市地域福祉基本計画」のほか、地域の防犯力向上のための基本的な考え方や方策、推進体制を示した「静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画」等、分野に応じた各種計画を策定していますが、その中には再犯防止に関連のあるものもあります。

本計画は「地域共生社会の実現」を目的とする保健福祉をはじめ、関連する分野別計画と調和のとれたものとして策定します。



(3) 計画の期間

静岡市の第3次総合計画に終期を合わせ、**令和3年度から令和4年度までの2か年の計画**とします。

その後は、**第4次総合計画の期間の前期である令和5年度(2023)から令和8年度(2026)までの4年間の計画を策定し、4年ごと見直し**を行います。

上記の計画期間中であっても、法改正や国計画の改定等の状況に応じ、適宜必要な見直しを行います。

(4) 計画に基づく再犯防止施策の対象者

本計画において、「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者のことをいい、入所受刑者、満期釈放者ばかりでなく、警察で微罪処分になった者や検察庁で起訴猶予処分になった者など犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者も含まれます。

なお、再犯防止推進法第2条第1項の「犯罪をした者等」の認定に当たっては、再犯防止推進法の成立時に「有罪判決の言渡し若しくは保護処分の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者に限定するなど、本法の基本理念を踏まえ、かつ、その罪質、犯罪のなされた時期を考慮し、不当に拡大した適用をすることがないようにすること」との附帯決議がなされていることに留意する必要があります。

また、「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が再び犯罪や非行をすることを防ぐことをいいます。

【参考：再犯防止推進法】

(定義)

第2条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

2 計画の基本理念、基本方針等

(1) 基本理念

全ての市民に寄り添い、必要な支援につなげていくことで再犯を減らし、互いに地域社会の一員として支え合いながら、誰もが安心して暮らすことのできる安全な社会の実現を目指す。

本市では、これまでも、犯罪をした者等であるか否かにかかわらず、様々な生きづらさを抱える方に寄り添った支援を行ってきました。

今後は、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を推進していくことで、全ての市民に寄り添った支援を行い、ともに支え合い、ともに生きていく共生社会、そして、誰もが安心して安全に暮らすことのできる社会の実現を目的として、再犯防止を推進していきます。

【参考：再犯防止推進法】

(基本理念)

第3条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(2) 基本方針

再犯防止は国及び静岡県と適切な役割分担をした上で、連携して推進していく必要があります。

そのため、市も、静岡県と同様に国の再犯防止推進計画が示す5つの基本方針に沿うこととしつつ、**市民の暮らしに最も近い基礎的自治体として**再犯防止関連事業を実施していきます。

<国計画の基本方針>

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「**誰一人取り残さない**」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、**切れ目なく**、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる**犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行う**とともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、**社会情勢等に応じた効果的なものとする**こと。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を

十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

<県計画の基本方針>

(1) 策定方針

本計画は、国の再犯防止推進計画が示す5つの基本方針及び7つの重点課題を勘案して策定する。

(2) 施策の方向性

ア 県は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、施策を講ずる。

イ 県は、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進するにあたり、犯罪をした者等が社会において孤立することなく、県民の皆様の理解と協力を得て、円滑に社会に復帰することができるよう、施策を講ずる。

ウ 県は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、必要な支援を受けられるよう、国の刑事司法関係機関や民間団体も含めた関係機関の連携の下に、総合的に施策を講ずる。

(3) 重点課題

法務省が作成した地方再犯防止推進計画策定の手引きに重点課題の具体例として記載されている6点を本市の重点課題として設定します。

<国の手引きに掲載されている重点課題の具体例>

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 国・民間団体等との連携強化等

(4) 成果指標

成果指標とは、政策目標の実現に向けて具体的な目標となる項目を定め、その目指す水準について具体的な数値等を用いて定量的に表すものです。

本計画における数値目標としては、「静岡市における再犯者率の減少」が考えられますが、**再犯者率は初犯者数の増減に左右される**ことに加え、静岡市内の警察署で市外の人が検挙されることもあり厳密な静岡市に関する指標ともいえないため、再犯防止推進施策の成果指標としては適当でないと考えます。

国は**2年以内再入率**（各年の出所した受刑者のうち、出所した年を1年目として、翌年の2年目の年末までに再入所した者の割合）を**令和3年までに16パーセントに下げる**ことを掲げていますが、こちらは全国的な指標であり、静岡市民のみを対象にした数字を出すことも難しいため、成果指標にはできません。

令和元年版再犯防止推進白書では、再犯防止施策の動向把握のための参考指標が複数挙げられていますが、いずれもアウトプット（事業実施量：目的・目標の達成のために行われる事業の結果の評価）であり、アウトカム（結果：事業の目的・目標の達成度、また、成果の数値目標の評価）に当たるものではありません。

以上を踏まえ、令和3・4年度は、成果指標ではなく**再犯防止の推進の目安となる指標をできるだけ多く設定**し、それらが達成されていれば市内の再犯率の減少が達成されたと推定します。

令和3・4年度の取組を踏まえ、令和5年度から8年度までを計画期間とする見直しの際に、目指すべき将来像を設定し、バックキャストにより**成果指標を設定**します。

指標	計画策定時直近の数字	令和3年又は 令和3年度
再犯者率（※）	令和元年 46.8%	令和3年 45%
保護観察対象者の再処分率等	令和2年 再処分・取消率 14.9% (内訳) 再処分率 保護観察処分少年 25.0% 少年院仮退院者 16.7% 再処分・取消率 刑務所仮釈放者 4.8% 保護観察付執行猶予者 26.1%	令和3年 再処分・取消率 14.8%
協力雇用主数、刑務所出所者等を実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数	令和2年12月末 協力雇用主数 154社 実際に雇用している協力雇用主数 20社 雇用されている刑務所出所者等数 24人	令和3年 162社 21社 25人
保護観察終了時に無職である者の数及びその割合	令和2年 無職者数 39人 その割合 39.0%	令和3年 無職者数 37人 その割合 37.1%
更生保護施設において一時的に居場所を確保した者の数	令和元年度 55人	令和3年度 58人
更生保護施設出所時に就職先が見つかった人の数及び割合	令和元年度 19人 33.3%	令和3年度 20人 35.0%
保護司数及び保護司充足率	令和2年 253人(定数310人) 81.6%	令和3年 253人(定数310人) 81.6%
社会を明るくする運動参加者数	令和2年度 のべ1,794人	令和3年度 のべ6,408人

※本計画の終期は令和4年度末ですが、その時点では令和4年又は令和4年度の数字が明らかになっていないため、令和3年又は令和3年度の数字を挙げています。

※ 「再犯者率」は、静岡市を管轄する全ての警察署における検挙人数に係るデータであるため、必ずしも静岡市民の検挙人数を示すものではありません。

また、再犯者率が増加しているからといって、再犯者の数が増加しているわけではありません。再犯者の数も減少し続けていますが、それを上回る勢いで初犯者の人員も減少し続けているため、再犯者率が上昇しているものです。

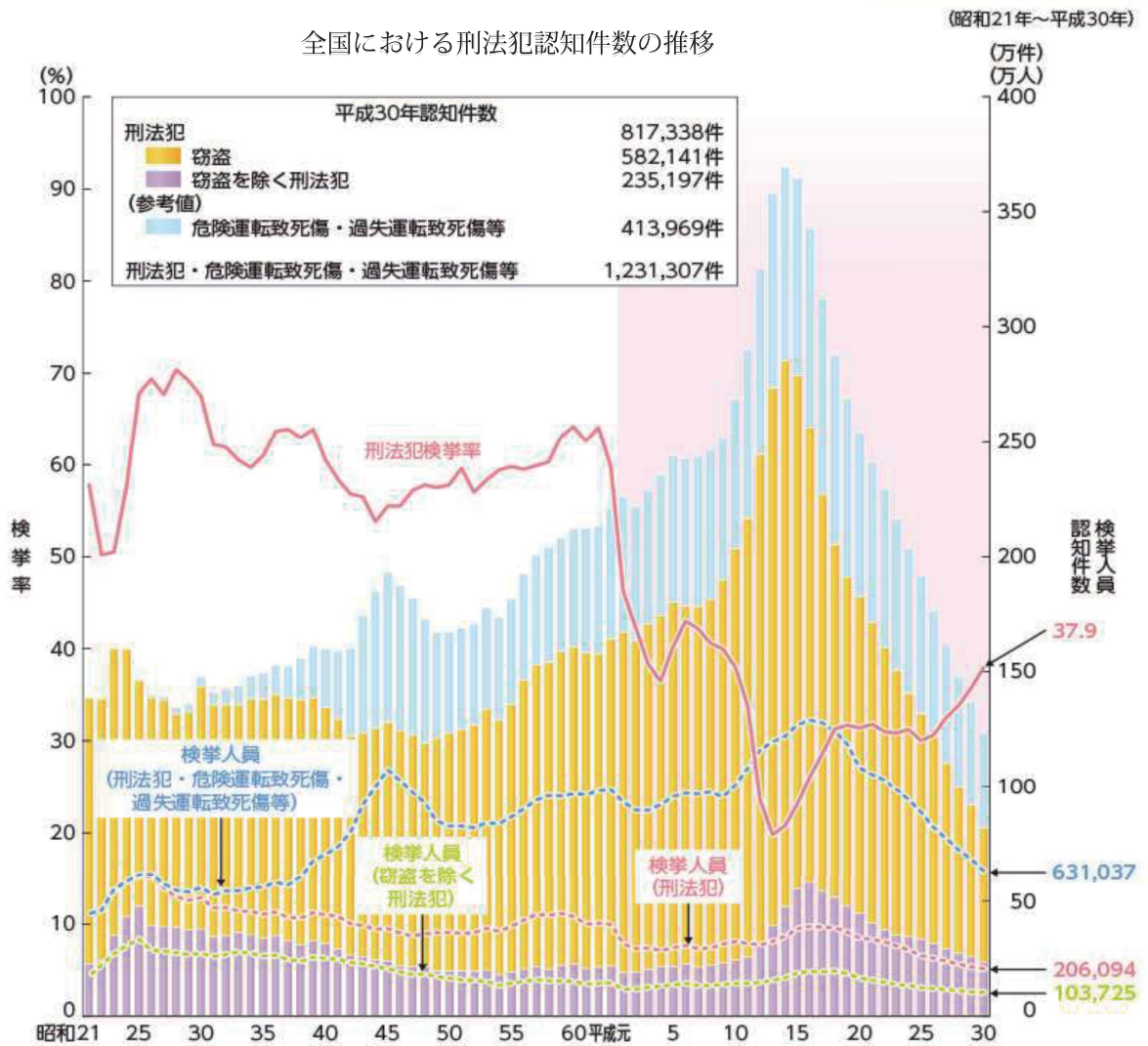
※ 「社会を明るくする運動」とは、全ての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうとする法務省主唱の運動です。

第2 再犯防止を取り巻く状況

1 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

(1) 全国の状況

全国における刑法犯の認知件数は、平成期において平成元年から年々増加傾向にありましたが、14年にピーク（285万4,061件）を迎えた後は減少し続け、30年は81万7,338件と戦後最少を更新しています。

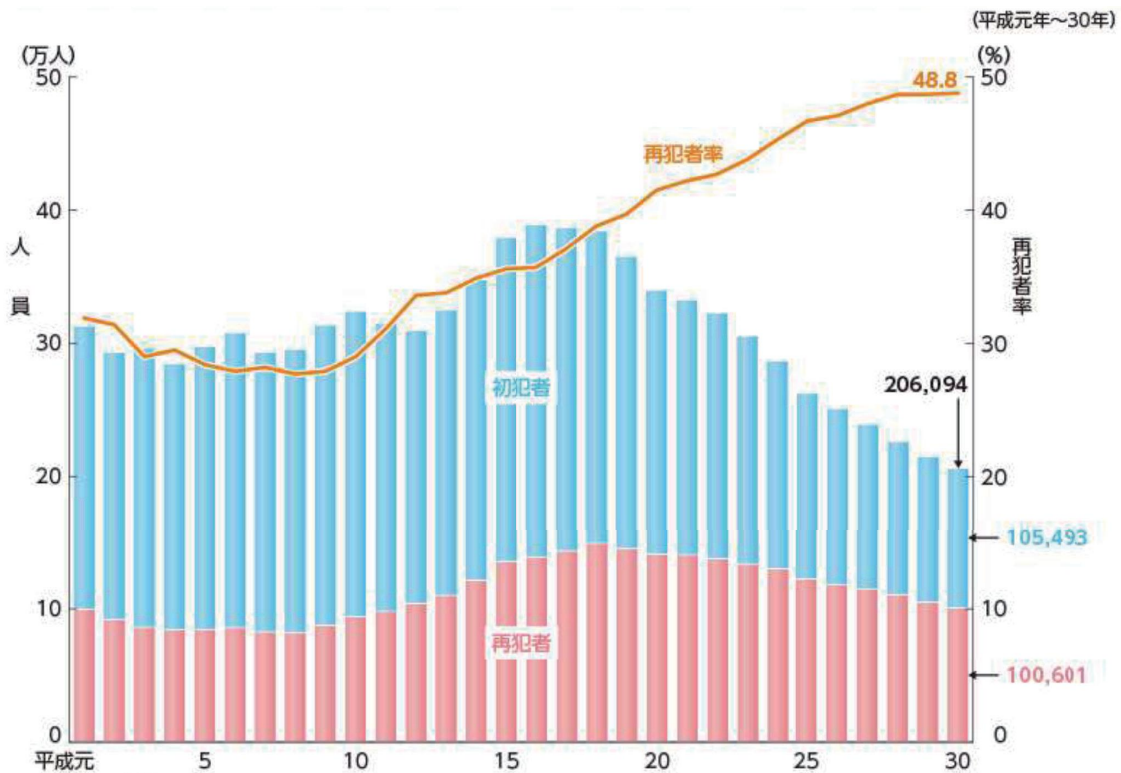


- 注 1 警察庁の統計による。
 2 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。
 3 昭和40年以前の「刑法犯」は、業務上（重）過失致死傷を含まない。
 4 危険運転致死傷は、平成14年から26年までは「刑法犯」に、27年以降は「危険運転致死傷・過失運転致死傷等」に計上している。

出典：令和元年版犯罪白書

また、全国の再犯者の数は、平成18年にピーク（14万9,164人）を迎え、その後は漸減状態にあります。それを上回るペースで初犯者の数も減少し続けているため、再犯者率は平成9年以降上昇を続け、30年は48.8パーセントとなりました。

全国における刑法犯検挙人員・再犯者率推移

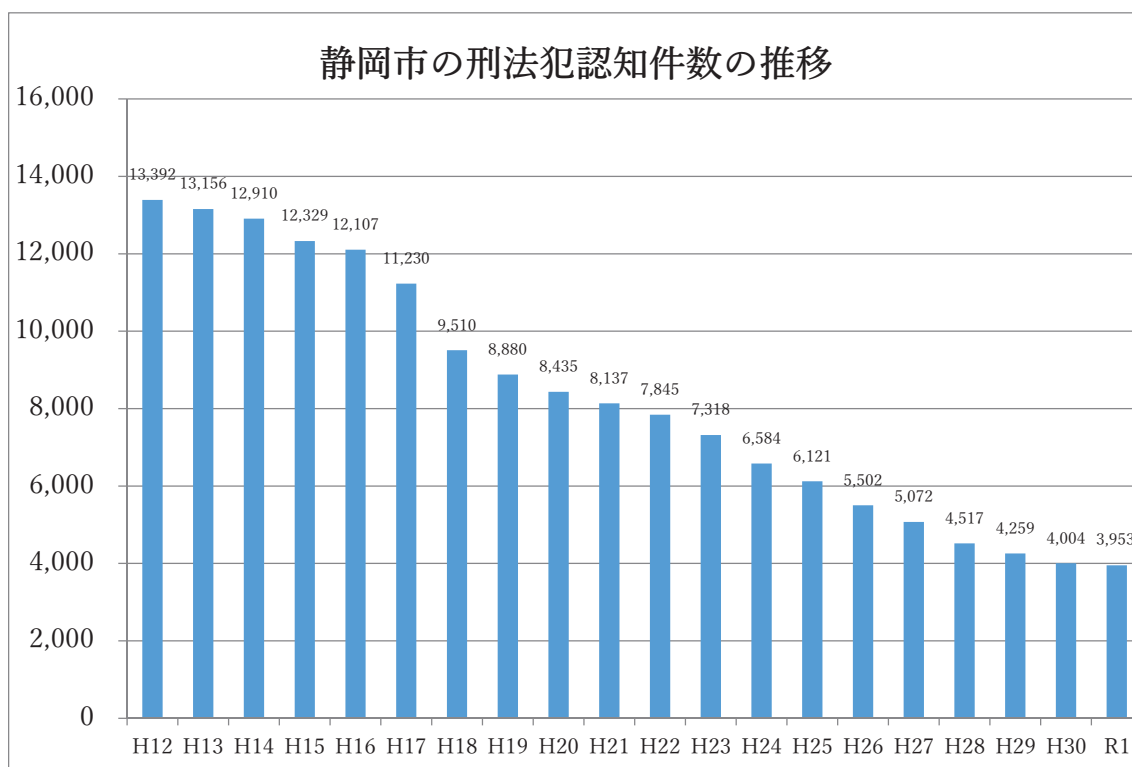


- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
 3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

出典：令和元年版犯罪白書

(2) 静岡市の状況





静岡市においても、過去10年間の刑法犯認知件数の推移をみると全国と同様に、減少を続けています。



(資料：静岡市内の犯罪状況)

静岡市内における再犯者率も、高い状態が続いています。

平成31年・令和元年は、前年(平成30年)に比べ再犯者率こそ下がっているものの、初犯者数、再犯者数ともに増加しています。

検挙者数	検挙人数 総数	初犯者・再犯者別		再犯者率
		初犯者	再犯者	
平成29年(2017)	1,196人	621人	575人	48.1%
平成30年(2018)	1,054人	547人	507人	48.1%
平成31年・令和元年(2019)	 1,119人	 595人	 524人	 46.8%

【法務省東京矯正管区提供資料に基づき作成】

※静岡市内の警察署の検挙人員(少年を除く)

静岡市内の警察署で検挙された者の数

※ 警察庁が取りまとめている犯罪統計書に記載される検挙人員に関して、警察署別の統計データとして、法務省矯正局に提供されたものです。

※ この表で「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有するものをいいます。

※ 犯行時の年齢が20歳以上のものを計上しています。

罪種別	検挙人員(少年を除く)	総数		初犯者・再犯者別				犯行時の年齢別			
				初犯者		再犯者		20～29歳		30～39歳	
		うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性		
平成29年	刑法犯総数	1,196	299	621	190	575	109	213	32	169	33
	うち)凶悪犯	11	1	4	0	7	1	4	0	3	0
	うち)粗暴犯	307	39	181	33	126	6	55	9	66	14
	うち)窃盗犯	640	228	312	131	328	97	82	13	63	17
	うち)知能犯	100	16	52	13	48	3	43	9	15	1
	うち)風俗犯	18	2	10	1	8	1	2	0	3	0
	覚醒剤取締法	50	14	13	5	37	9	11	5	11	2
	麻薬等取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大麻取締法	25	0	13	0	12	0	13	0	9	0
平成30年	刑法犯総数	1,054	262	547	165	507	97	190	29	165	28
	うち)凶悪犯	18	2	8	1	10	1	4	1	4	0
	うち)粗暴犯	341	45	202	37	139	8	78	8	87	12
	うち)窃盗犯	537	199	257	114	280	85	64	14	43	13
	うち)知能犯	69	9	29	8	40	1	20	4	14	2
	うち)風俗犯	12	1	9	1	3	0	0	0	1	1
	覚醒剤取締法	68	9	5	1	63	8	3	0	19	3
	麻薬等取締法	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0
	大麻取締法	16	2	10	2	6	0	6	1	7	1
平成31年・令和元年	刑法犯総数	1,119	255	595	157	524	98	214	41	187	32
	うち)凶悪犯	24	5	8	3	16	2	6	0	5	2
	うち)粗暴犯	389	51	231	45	158	6	85	15	83	6
	うち)窃盗犯	535	177	250	89	285	88	69	17	67	19
	うち)知能犯	45	12	27	11	18	1	18	5	7	2
	うち)風俗犯	21	0	14	0	7	0	4	0	3	0
	覚醒剤取締法	52	10	8	2	44	8	2	2	7	1
	麻薬等取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大麻取締法	24	2	11	1	13	1	10	2	10	0

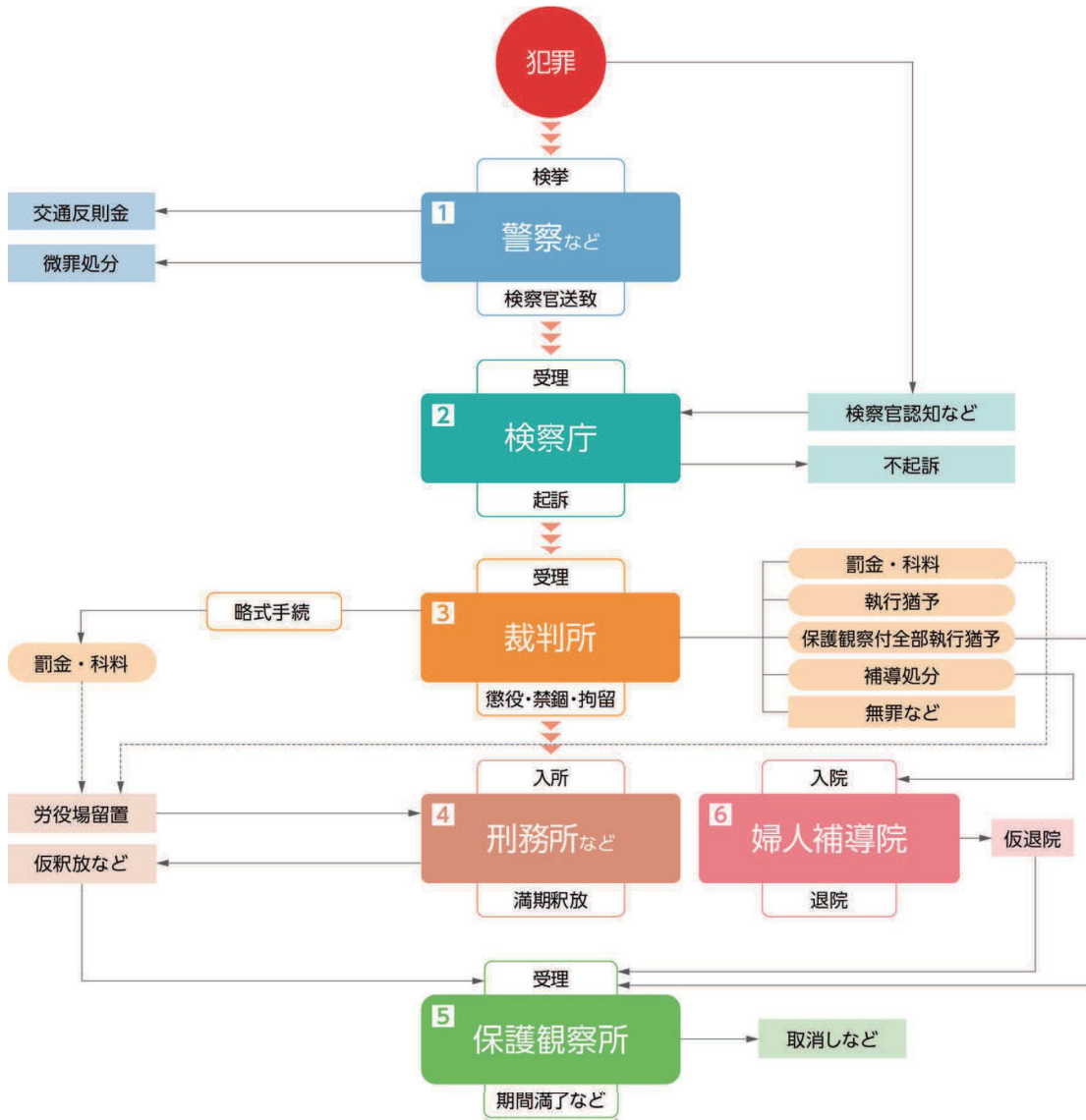
								犯行時の職業別					
40～49歳	50～59歳		60～64歳		65歳以上		有職者	無職					
	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	学生・生徒等		無職者		うち)女性			
208	52	161	28	72	23	373	131	568	96	32	8	596	195
3	0	1	1	0	0	0	0	7	0	0	0	4	1
85	8	45	3	9	2	47	3	217	23	6	2	84	14
83	37	75	20	49	19	288	122	207	60	11	2	422	166
11	3	15	1	2	0	14	2	47	5	9	4	44	7
5	2	5	0	3	0	0	0	15	1	1	0	2	1
22	7	4	0	2	0	0	0	32	8	0	0	18	6
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	3	0	0	0	0	0	22	0	0	0	3	0
185	44	126	30	76	20	312	111	531	91	24	1	499	170
2	0	0	0	3	1	5	0	10	1	0	0	8	1
67	10	38	9	21	1	50	5	235	22	9	0	97	23
85	33	67	19	42	16	236	104	187	58	8	1	342	140
16	1	9	0	4	1	6	1	35	5	3	0	31	4
3	0	5	0	1	0	2	0	11	1	0	0	1	0
27	5	9	1	6	0	4	0	36	3	0	0	32	6
0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
2	0	1	0	0	0	0	0	14	1	0	0	2	1
219	52	166	37	56	6	277	87	601	86	31	8	487	161
6	2	2	0	1	0	4	1	9	1	1	0	14	4
95	19	55	6	22	1	49	4	278	27	7	2	104	22
93	26	80	30	30	5	196	80	206	49	14	4	315	124
5	3	6	1	1	0	8	1	25	4	1	0	19	8
4	0	5	0	1	0	4	0	16	0	1	0	4	0
24	5	12	2	5	0	2	0	30	4	0	0	22	6
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	1	0	0	0	17	1	2	0	5	1

【法務省東京矯正管区による集計】

2 犯罪をした者等の処遇について

(1) 犯罪者処遇の概要

ア 成人による刑事事件の流れ



出典：令和元年版再犯防止推進白書

1 警察など

警察等が犯人を検挙して必要な捜査を行った事件は、原則として全て検察官に送致されます。

2 検察庁

検察官は、警察等から送致された事件について必要な捜査を行い、法と証拠に基

づいて、被疑者を起訴するか、不起訴にするかを決めます。

また、検察官は、自ら事件を認知したり、告訴・告発を受けて捜査することもあります。

3 裁判所

裁判所は、公開の法廷で審理を行い、有罪と認定した場合は、死刑、懲役、禁錮、罰金等の刑を言い渡します。また、その刑が3年以下の懲役・禁錮などの場合は、情状によりその執行を猶予したり、さらには、その猶予の期間中保護観察に付することもあります。

なお、比較的軽微な事件で、被疑者に異議がない場合は、簡易な略式手続で審理が行われることもあります。

4 刑務所など

有罪の裁判が確定すると、全部執行猶予の場合を除き、検察官の指揮により刑が執行されます。懲役、禁錮、拘留は原則として刑務所などの刑事施設で執行されます。

刑事施設では、受刑者の改善更生と社会復帰のための矯正処遇を行っています。

なお、罰金や科料を完納できない人は、刑事施設に附置されている労役場に留置されます。

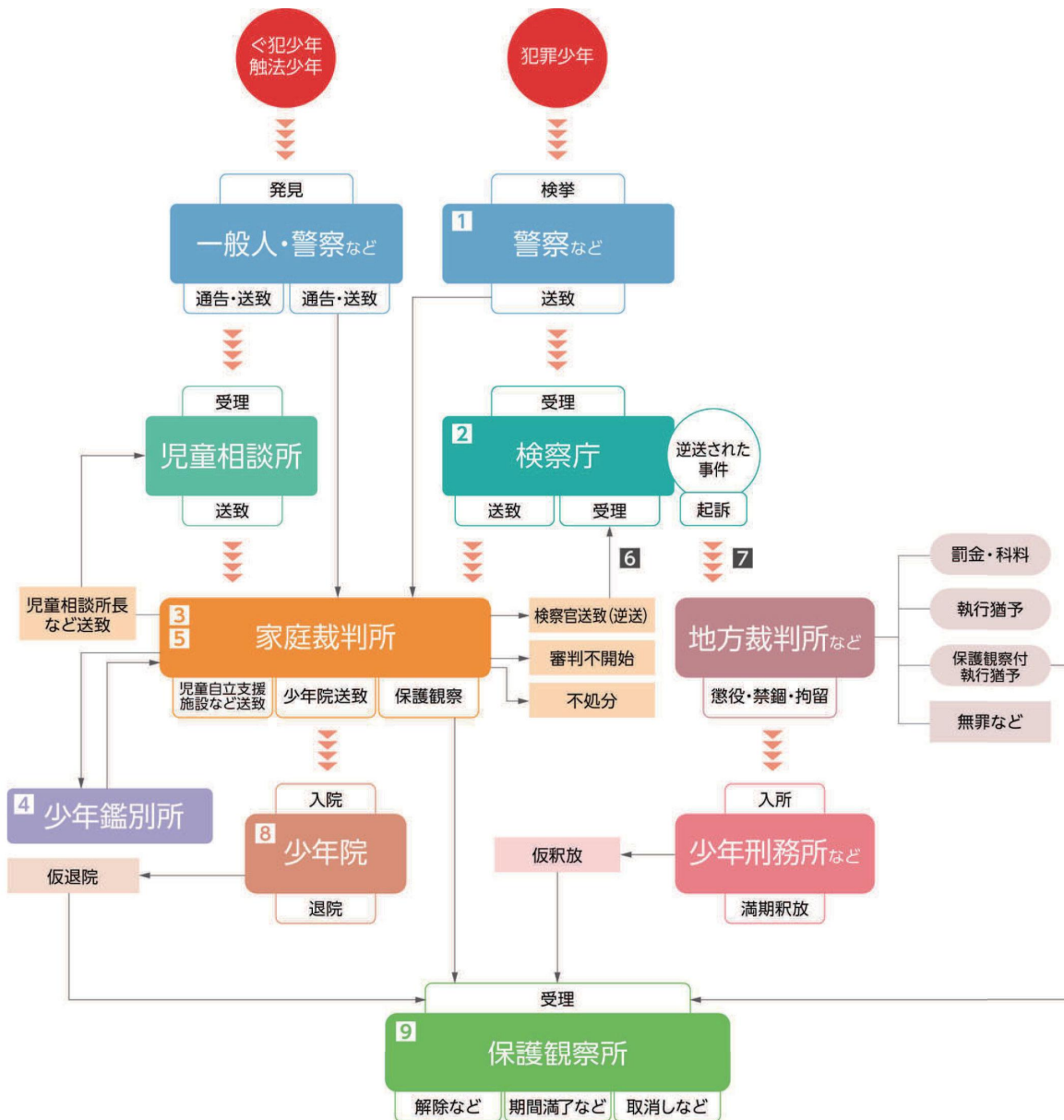
5 保護観察所

受刑者は、刑期の満了前であっても、地方更生保護委員会の決定で仮釈放が許されることがあり、仮釈放者は、仮釈放の期間中、保護観察に付されます。また、保護観察付執行猶予判決の言渡しを受け、判決が確定した人も猶予の期間中は保護観察に付されます。保護観察に付された人は、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援助を受けることとなります。

6 婦人補導院

売春防止法違反で補導処分となった成人の女子は、婦人補導院に収容され、仮退院が許可されると保護観察に付されます。

イ 非行少年に関する手続の流れ



出典：令和元年版再犯防止推進白書

1 警察など

警察などが罪を犯した少年を検挙した場合、捜査を遂げた後、原則として、事件を検察官に送致します。

2 検察庁

検察官は、捜査を遂げた上、犯罪の嫌疑があると認めるとき、又は犯罪の嫌疑がないものの、ぐ犯（犯罪に至らないものの、犯罪に結びつくような問題行動があっ

て、保護する必要性が高いことをいいます。)として家庭裁判所の審判に付すべき事由があると認めるときは、事件を家庭裁判所に送致します。

3 家庭裁判所

家庭裁判所は、調査官に命じて、少年の素質、環境などについて調査を行った後、少年を少年鑑別所に送致して鑑別を求めたりします。

4 少年鑑別所

少年鑑別所は、医学、心理学、教育学等の専門的知識及び技術に基づき、非行等に至る心理を解明し、処遇の指針を立てるため鑑別を行い、その結果を家庭裁判所に提出します。

5 家庭裁判所

家庭裁判所は、事件記録等の調査の結果、審判に付する事由がない、又は審判に付することが相当でないと認めるときは、審判不開始の決定を行い、審判を開始するのが相当と認めるときは、非公開で審判を行います。

3家庭裁判所の調査や4少年鑑別所の鑑別を踏まえた審判の結果、保護処分が付する必要があると認めなどの場合は、不処分の決定を行い、保護処分が付することを相当と認める場合は、保護観察、少年院送致などの決定を行います。

なお、少年審判において、一定の事件で非行事実を認定するため必要があるときは、家庭裁判所の決定により、検察官も審判に関与します。

6 7 検察官送致、起訴

家庭裁判所は、調査又は審判の結果、死刑、懲役又は禁錮にあたる罪の事件について刑事処分を相当と認めるときは、事件を検察官に送致(逆送)し、これを受けた検察官は、公訴を提起するに足る犯罪の嫌疑があると認めるときは、原則、公訴を提起(起訴)します。

8 少年院

少年院送致となった少年は、第1種、第2種又は第3種のいずれかの少年院に収容され、矯正教育、社会復帰支援等を受けながら更生への道を歩みます。

9 保護観察所

家庭裁判所の決定で保護観察に付された場合、少年院からの仮退院が許された場合などは、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることになります。

ウ 国、県や民間団体の取組

(ア) 刑務所

刑務所は、法務省所管の刑事施設です。刑事施設には、懲役・禁錮・拘留の刑が確定した受刑者を収容する刑務所と、刑が確定していない被疑者や被告人等を収容する拘置所があります。

刑務所における再犯防止に向けた矯正処遇は、大きく①刑務作業、②改善指導、③教科指導に分けられます。

①刑務作業は、受刑者の勤労意欲を高め、職業上有用な知識、技能を習得させることを目的に実施しています。刑務作業は、生産作業、社会貢献作業（公園等の除草作業など社会への貢献を実感し、改善更生等に資すると認められる作業）、自営作業（炊事、清掃など施設の運営に必要な作業）、職業訓練に分かれますが、中でも職業訓練は、自動車整備、電機通信設備、介護福祉、情報処理技術など 50 種類以上の訓練が各地の刑務所で行われており、それぞれ、全国から、地域から、あるいは施設ごとに希望者を募り、適格者を選定して実施しています。

②改善指導は、受刑者に自らの責任を自覚させ、健康な心身を培い、社会生活に適應するために必要な知識や生活態度を習得させることを目的に行われており、一般改善指導と特別改善指導に分けられます。

一般改善指導は、広く受刑者一般を対象として行われているもの（被害者感情理解指導など）のほか、全国共通の標準化されたプログラムに基づいて行うもの（暴力防止プログラム、アルコール依存回復プログラム、社会復帰支援指導、窃盗防止指導、特殊詐欺防止指導など）があります。

特別改善指導は、特定の事情を有することによって改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、その事情の改善に資するよう特に配慮して行うもので、①薬物依存離脱指導、②暴力団離脱指導、③性犯罪再犯防止指導、④被害者の視点を取り入れた教育、⑤交通安全指導、⑥就労支援指導の 6 類型があり、いずれも全国共通の標準化されたプログラムに基づいて行っています。

とりわけ、専門性の高い性犯罪再犯防止指導や薬物依存離脱指導は、認知行動療法を取り入れ、教育専門官（法務教官）、調査専門官（法務技官）やこれに精通した処遇カウンセラー（公認心理師など）が取り組んでいます。薬物依存離脱指導では、社会復帰後の支援を視野に入れ、民間団体の方の協力も受けています。

③教科指導は、社会生活の基礎となる学力を欠くために改善更生や円滑な社会復帰に支障があると認められる者、学力向上が円滑な社会復帰に特に資すると認められる者に対して学校教育の内容に準じた指導を行っており、高等学校

卒業程度認定試験も実施しています。

近時は、出所時の就労の確保に向けて厚生労働省の協力を得て、施設内でハローワークの職員による職業相談、職業紹介等を実施するなど就労支援に取り組んでおり、また、高齢であったり、障がいのある受刑者に対しては、社会福祉士等を通じて出所後速やかに福祉サービスにつながるよう調整する福祉的支援に力を入れています。

静岡刑務所に入所する人

静岡刑務所には、主に裁判所で懲役刑が確定した26歳以上の男子受刑者のうち、実刑期10年未満で犯罪傾向の進んでいない人を収容しています。



施設外観



職業訓練の様子

(イ) 少年院

少年院は、家庭裁判所の決定により保護処分として送致された少年を収容する、法務省所管の施設です。

少年院では、在院者の特性に応じた適切な矯正教育その他の健全な育成に資する処遇を行うことにより、改善更生と円滑な社会復帰を図っています。

具体的には、面接や心理検査、行動観察などを通じて少年鑑別所が策定した処遇指針等に基づき、在院者それぞれに個人別矯正教育計画を策定し、体系的な教育を行っています。

矯正教育では、善良な社会の一員として自立した生活を営むための基礎となる知識及び生活態度を習得させる生活指導、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させる職業指導、教科指導、体育指導、情操を豊かにし、自主、自律及び協同の精神を養うため、クラブ活動や社会貢献活動等を行う特別活動指導を行っています。

このうち生活指導では、在院者の抱える特定の事情の改善に資するため、被害者の視点を取り入れた教育、薬物非行防止指導、交友関係指導など特定生活指導についても実施されています。

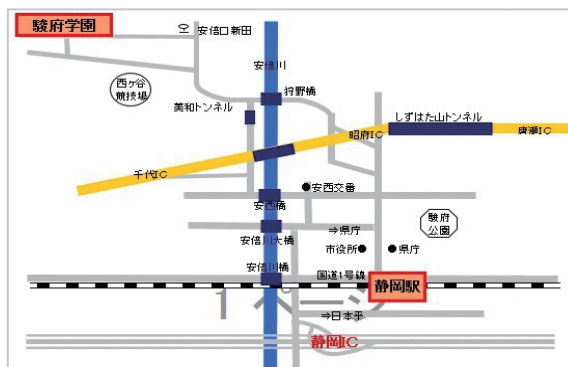
少年院の標準在院期間は、短期の者を除くと、おおむね11か月であり、この期間、個別に指定される担任を中心とした法務教官からの指導を受けます。また、保護者等への協力の求め、就労支援や復学等に向けた修学支援など円滑な社会復帰に向けた支援にも力が入れています。

少年院からの出院のほとんどは、地方更生保護委員会による仮退院の決定によるもので、出院後は保護観察を受け、保護観察官・保護司の監督の下、社会復帰を目指します。

少年院在院中に培われた担任教官等との絆は、入院者にとって初めて築く大人との信頼関係であることが多く、平成27年には、少年院法改正により担任教官らが出院者等からの相談に対応する仕組みが取り入れられ、業務として出院後の少年とその保護者、関係機関等の相談に対応できることとなりました。



施設外観



所在地：静岡市葵区内牧118番地

(ウ) 少年鑑別所（法務少年支援センター静岡）

少年鑑別所は、家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別を行うこと、観護の措置が執られ、収容されている者等に対して、観護処遇を行うことなどを目的とする法務省所管の施設です。

「鑑別」とは、面接、心理検査、行動観察、医学的診断等により、少年たちのありのままの姿を理解し、非行に至る心理を解明するとともに、再非行を防ぐための処遇指針を立てることであります。

「観護」とは、少年が安心して家庭裁判所での審判を受けられるようにするため、少年の行動を観察し、保護することです。

少年鑑別所は、こうした役割のほか、法務少年支援センターとして、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行っています。その一環として、本人（少年・成人）に限らず、御家族、学校の先生等からの心理相談にも応じています。

静岡少年鑑別所も、法務少年支援センター静岡として、非行・犯罪や思春期の子どもたちの行動理解に関する知識・ノウハウを活用して、児童福祉機関、学校・教育関係機関、NPO等の民間団体等、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携しながら、地域社会の非行・犯罪の防止活動や青少年の健全育成活動に取り組んでいます。



施設外観



所在地：静岡市駿河区小鹿二丁目 27 番 7 号

(エ) 保護観察所

静岡保護観察所は、静岡県下における、①保護観察処分少年（家庭裁判所で保護観察に付された少年）、②少年院仮退院者（少年院からの仮退院を許された少年）、③仮釈放者（刑事施設からの仮釈放を許された者）、④保護観察付執行猶予者（裁判所で刑の全部又は一部の執行を猶予され保護観察に付された者）等に対する保護観察を実施しています。

保護観察においては、対象者の社会内での立ち直りに向けた指導や支援を行っており、具体的には、定期的に対象者と面接して指導・助言を行うほか、個々の対象者の特性に応じて、4種類の専門的処遇プログラムやしよく罪指導プログラムを実施するとともに、社会貢献活動に参加させたり、就労支援や医療・保健・福祉機関との調整を行うなどしています。

この保護観察は、更生保護施設や保護司を始めとする更生保護ボランティアの協力を得ながら実施されています。

このほか、静岡保護観察所は、刑務所や少年院に収容されている者の生活環境の調整、「社会を明るくする運動」を始めとする犯罪予防活動、更生保護における被害者等施策、医療観察制度上の精神保健観察等も担っています。

(オ) 公共職業安定所

公共職業安定所（愛称：ハローワーク）では、法務省と厚生労働省との連携により、平成18年度から「刑務所出所者等総合的就労支援対策」を実施し、矯正施設、保護観察所及びハローワーク等が連携する仕組みを構築した上で就労支援を行っています。具体的な取組は、大きく次の3つに分けられます。

①「矯正機関・更生保護機関と職業安定機関の連携の強化」

…刑務所、少年院、保護観察所及び更生保護法人とハローワークとの連携強化のため、刑務所出所者等の就労支援を推進するための協議会を開催しています。

②「刑務所受刑者及び少年院在院者に対する就労支援の推進」

…入所・入院の早い段階から就職援助について説明を実施し、在所・在院中に円滑な社会復帰に向けた社会適応訓練及び職業訓練などの処遇を講じるとともに、釈放期の近づいた者に対して、ハローワーク職員による職業相談・職業紹介及び職業講話。ハローワーク作成の「就職ガイドブック」の配布、ハローワークからの求人・雇用情報の提供等により、求職活動を容易にするための支援を実施しています。

③「保護観察対象者及び更生緊急保護対象者に対する就労支援の推進」

…保護観察対象者に対しては、ハローワークにおいて担当者制による職業相

談・職業紹介を行うほか、ハローワーク職員等による就労支援メニューの策定、公共職業訓練の受講あっせん、協力雇用主を対象とした求人開拓、セミナー・事業所見学会、職場体験講習、トライアル雇用等の支援メニューを活用し、職場適応に向けた支援や、就職後の職場定着への支援を実施しています。

職場体験講習…実際の職場環境や業務を体験することにより、就業に対する理解と関心を深め、就業への自信の付与や事業所での就業に対する適応を図り、就職の実現を図る。

トライアル雇用…一定期間試行的に雇用することにより、その適正や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、求職者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図る。

セミナー及び事業所見学会…求職活動のノウハウや就職を容易にするために必要な知識及び技能の習得、就職の実現を図るためのセミナーの実施や、実際の事業所の実態や採用ニーズ等について理解を促進し、職業意識の明確化を図るための事業所見学会を実施する。

(カ) 検察庁

検察庁では、警察等から事件が送致された後、捜査をして真実を解明し、起訴か不起訴かを決定し、起訴のうち公判請求した事件については、公判で立証し、裁判所に法の正当な適用を求めたり、裁判の執行を指揮監督しています。

加えて、静岡地方検察庁においては、刑事政策推進室を設置して、①犯罪被害者の支援、②児童虐待事案の児童相談所・警察との三機関連携及び③罪を犯した人（主に起訴を猶予された人、罰金・科料となった人、全部執行猶予の判決を受けた人（いずれもこれらの処分や刑が見込まれる人を含む。))のうち高齢、身体障がい若しくは精神障がい等により、又は生活困窮者であるがため、福祉的支援（医療的支援を含む。）が必要であって、検察が「入口支援」を実施することで再犯防止を期待できる人を対象として、社会復帰支援を行っています。

社会復帰支援は、再犯の防止のために、医療・福祉の支援が必要な被疑者・被告人（以下「対象者」といいます。）の同意を得て、刑事政策推進室の常勤職員である社会福祉アドバイザー（社会福祉士と介護福祉士等の有資格者）との面談を実施し、福祉的・医療的ニーズを引き出します。面談後、社会福祉アドバイザーは居住・就労・医療・生活等の支援を検討し、対象者の希望を踏まえて、検察官に助言するとともに、必要に応じて、福祉関係機関等まで対象者に同行し、各

種手続きに付き添う等の同行支援を実施するという取組です。

捜査段階及び公判段階で支援した事案として、認知症が疑われる高齢者やひとり親家庭の親による食料品の万引き、知的障がいや精神障がい疑われるのに福祉や医療の支援につながっていない人による犯罪などがあります。

なお、検察庁の不起訴あるいは全部執行猶予判決等による釈放段階の支援が「入口支援」と言われているのに対し、刑務所等出所時における支援が、刑事司法の出口であることから「出口支援」と言われています。

(キ) 地域生活定着支援センター

静岡県内では、沼津市に「静岡地域生活定着支援センターひまわり」が設置され、保護観察所等と協働して以下の業務に取り組んでいます。

- ・コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、福祉サービスに係るニーズの内容の確認等を行い、受入先施設等のあっせん又は福祉サービスに係る申請支援等を行います。

- ・フォローアップ業務

コーディネート業務を経て矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用している人に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言等を行います。

- ・相談支援業務

懲役若しくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した人の福祉サービスの利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行います。

(ク) 更生保護ボランティア

a 保護司・保護司会

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされていますが、給与は支給されません。

民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。

また、保護司は、各々に配属された保護区において保護司会に加入し、研修、犯罪予防活動、関係機関との連絡調整、広報活動などの組織的な活動を行って

います。

市内には各区に保護司会がおかれ、各保護司会が地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点として、更生保護サポートセンターが設置されています。

その多くは、保護司会が市町村や公的機関の施設の一部を借用して開設しており、経験豊富な「企画調整保護司」が常駐して、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っています。

また、保護司を始めとする更生保護ボランティアの会合や更生保護活動に関する情報提供の場としても活用されています。

- ・ 更生保護サポートセンター葵
静岡市葵区城東町 24-1 保健福祉複合棟 1 階
- ・ するが更生保護サポートセンター
静岡市駿河区南八幡町 3-1 みなくる内
- ・ 更生保護サポートセンター清水
静岡市清水区宮代町 1-1 は一とびあ清水 3 階

b 更生保護女性会

更生保護女性会は、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした者や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。

地域の公民館、学校等に地域住民の参集を求めて、その地域の実情に即した非行問題等を話し合うミニ集会のほか、親子ふれあい行事や子育て支援の活動などに取り組んでいます。

保護司組織と概ね同様に、全国組織としては、日本更生保護女性連盟があり、各地方更生保護委員会及び都道府県単位で、更生保護女性連盟があるとともに、各都道府県内には、地区更生保護女性会があります。

c BBS会

BBS (Big Brothers and Sisters Movement の略) は、様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体です。

近年では、児童福祉施設における学習支援活動や児童館における子どもとのふれあい行事等も実施しています。

保護司組織や更生保護女性会と概ね同様に、全国組織としては、日本BBS

連盟があり、各地方更生保護委員会及び各都道府県単位で、BBS連盟があるとともに、各都道府県内には、地区BBS会があります。

d 協力雇用主会

協力雇用主は、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主です。

協力雇用主になるためには、保護観察所への登録が必要となります。

また、経済界全体で刑務所出所者等の就労を支援し、就労の確保や再犯の防止を図るべきであるとの考えから、経済諸団体や大手企業関係者等により、認定NPO法人全国就労支援事業者機構が設立されるとともに、都道府県単位のNPO法人就労支援事業者機構が設立されています。

都道府県の就労支援事業者機構では、協力雇用主に対する助成及び顕彰、犯罪をした者等に対する協力雇用主情報の提供、犯罪をした者等の雇用における円滑な受入れと定着のための支援事業、協力雇用主の増加を図る取組、犯罪予防を図るための啓発・広報等を行っています。

(ケ) 更生保護施設

更生保護施設とは、矯正施設から釈放された人や保護観察中の人等で、身寄りがいないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設です。宿泊場所や食事の提供だけでなく、保護している期間、生活指導や就労支援等を行い、自立を援助することで、その再犯・再非行の防止に貢献しています。

施設では、その実情等に応じて、対人関係を円滑にするための「SST (Social Skills Training : 社会生活技能訓練)」、飲酒や覚せい剤使用の問題を改善する教育プログラムなどを行い、処遇の充実に取り組んでおり、地域の住民の方々との交流も大切にしています。

さらに、指定を受けた施設においては、高齢や障がい等により、特に自立が困難な者を受け入れ、円滑な福祉支援等につなげる取組や、規制薬物等に対する依存からの回復に重点を置いた取組も実施しています。

静岡市内には、「静岡県勸善会」と「少年の家」の2つの更生保護施設があり、各施設が関係機関と連携しながら犯罪をした者等の社会復帰を支援しています。

a 静岡県勸善会

明治13年から更生保護事業を実施し、明治23年に刑期を終えた方の施設での受入れを始めた、日本で最初の更生保護施設です。

八幡山に隣接した場所に位置し、自然豊かで四季折々の草花や野鳥に囲まれた環境で、自立に向けた温かい支援が行われています。

定員は、男子20人（成人18人、青少年2人）です。

会の方針として、善良な社会人として年齢相応の社会生活を営むことができるよう、生活指導に重点を置いた助言指導が行われています。

※ 静岡県勸善会の入所者の1日

- | | |
|----------|--------------------|
| (1) 起床 | 6:00 (清掃・洗面・体操・点呼) |
| (2) 朝食 | 6:40 |
| (3) 昼食 | 12:00 |
| (4) 夕食 | 18:00～20:30 |
| (5) 身上相談 | 19:30～20:30 |
| (6) 就寝許可 | 20:30 |
| (7) 門限消灯 | 21:30 |



施設外観



施設内観

所在地：静岡市駿河区小黒二丁目1番25号

b 少年の家

全国でも数少ない青少年を主体とした更生保護施設ですが、高齢又は障がいにより特に自立が困難な対象者の受入れも行っています（指定更生保護施設）。地域の住民やボランティア等から様々な支援を受けながら、家庭的な雰囲気の中で社会復帰を支援しています。

定員は、男子21人（少年15人、成人6人）です。

入所した青少年は原則として自分で仕事を探しますが、こうした青少年の境遇に理解のある協力雇用主への紹介等も適宜行い、就労先の確保を支援しています。

また、金銭面では働いて得た給与の一部を施設か金融機関に預けるように指導し、自立に向けた貯蓄を行わせるほか、規則正しい生活や他人への思いやりなど、社会性を身につけるための指導をしています。

※ 少年の家の入所者の1日

- (1) 起床 朝食時間や仕事に間に合うように起きます。
- (2) 食事 朝食は6:30～7:30、夕食は18:00～19:30
- (3) 入浴 18:00～21:00
- (4) 門限 21:30（生活が軌道に乗るまでは19:00）

更生保護事業を始めたのは昭和27年からで、平成26年に施設を全面改築して、木の温もりと自然の光を感じられる建物になっています。多目的ホールも設置されており、地域の行事や集会場所としても利用されています。



施設外観



個室の様子

所在地：静岡市葵区堤町914番地の60

(コ) 静岡市社会福祉協議会

社会福祉協議会（通称「社協」）は、社会福祉法第109条に基づき、地域福祉の推進を目的として、都道府県、市区町を単位に設置されている民間団体です。

地域福祉の推進のため、地域住民やボランティア、福祉・保健などの関係者行政機関等と連携して、幅広い事業を行っています。

最も身近な地域で活動しているのが「市区町社会福祉協議会」で、地域住民の多様な福祉ニーズに対応するため、それぞれの社協が地域の特性を踏まえた活動をしています。

静岡市社会福祉協議会（通称「静岡市社協」）は、地域住民、福祉団体・施設、企業などを会員とする組織で、各区の地域福祉推進について協議する「地域福祉推進委員会」と、社協全体の運営にあたる「理事会・評議員会」により構成されています。これらの機関は、自治会・町内会、民生委員・児童委員、ボランティア、福祉団体・施設の代表者や学識経験者などで組織され、住民の声が静岡市社協の活動に反映される仕組みになっています。

再犯防止に限らず、地域福祉全般を支える幅広い活動を行っています。

(サ) DARC (ダルク)

「DARC」とは、
ドラッグ (D r u g = 薬物) のD、
アディクション (A d d i c t i o n = 嗜癖、病的依存) のA、
リハビリテーション (R i h a b i l i t a t i o n = 回復) のR、
センター (C e n t e r = 施設、建物) のC
を組み合わせた造語で、覚せい剤、危険ドラッグ、有機溶剤 (シンナー等)、市販薬、その他の薬物依存から回復し、社会に復帰したいという人達の手助けをするリハビリ施設です。薬物依存症は、再犯率が極めて高いものですが、適切なプログラムによる回復を図ります。

(シ) 静岡県就労支援事業者機構

静岡県就労支援事業者機構は、県内の経済団体や事業者の協力により、罪を犯した人たちの就労支援を行い、安全で安心な社会づくりに貢献する組織です。

平成27年度から法務省の「更生保護就労支援事業」を受託し、静岡県更生保護就労支援事業所を設置して、支援対象者の就職活動支援業務及び雇用基盤整備業務に取り組んできています。令和2年度からは、新たに職場定着支援業務を実施しています。

(ス) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法 (昭和23年法律第198号) と児童福祉法 (昭和22年法律第164号) に基づく厚生労働大臣からの委嘱を受けて活動する地域福祉のボランティアです。

任期は3年で、一定の区域を担当し、様々な対象の方から地域での生活上の悩み、家族の問題、高齢者福祉等の相談に応じ、助言や情報提供等を行っています。

また、民生委員は児童委員も兼ねていて、児童の健全な育成のため主任児童委員と協力して地域活動を行っています。

(2) 起訴、不起訴の件数

犯罪をした者等の多くは不起訴になって社会に戻っています。

下の表のように、犯罪をした者等のうち、全事件を対象にした場合に起訴されるのは 16.91 パーセント、全事件から過失運転致死傷や道交法違反を除いた場合も 36.01 パーセントとなっているため、再犯防止施策は出所者だけを対象にしたもの（出口支援）では不十分であり、「入口支援」を併せた再犯防止が重要となります。

被疑者が起訴された事件、不起訴となった事件、家裁に送致された事件の割合

全事件

	件数	割合
起訴	6,582 件	16.91%
不起訴	30,382 件	78.06%
家裁送致	1,956 件	5.03%
合計	38,920 件	

過失致死傷、道交法違反を除く

	件数	割合
起訴	2,592 件	36.01%
不起訴	3,857 件	53.58%
家裁送致	750 件	10.42%
合計	7,199 件	

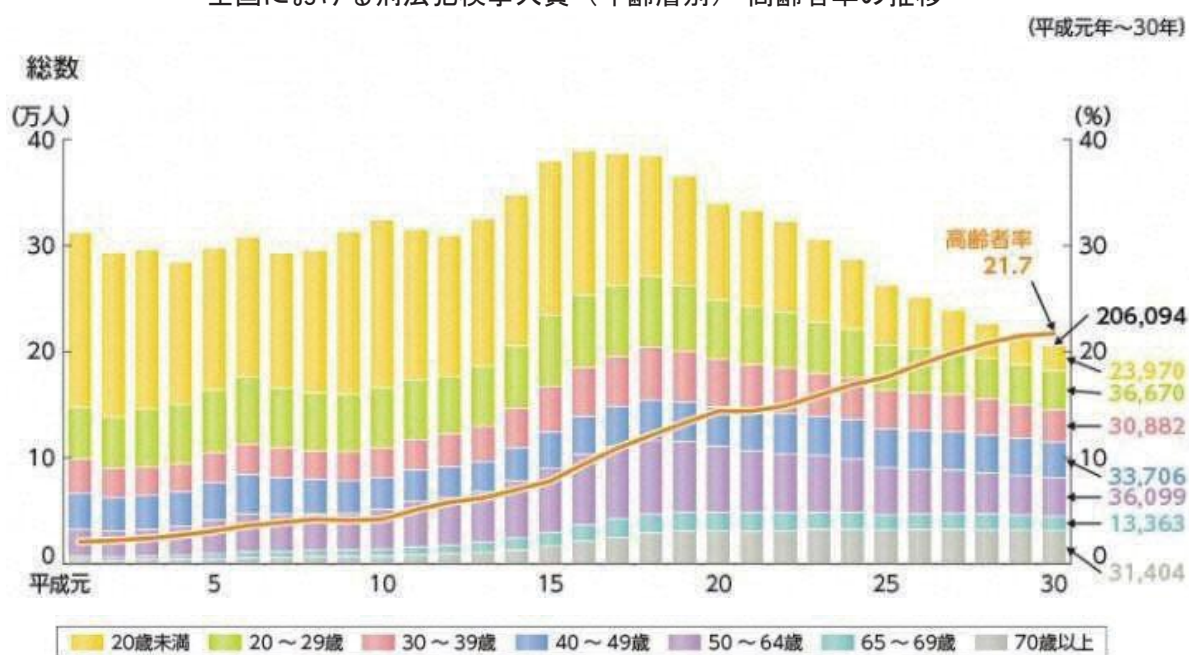
(静岡地方検察庁提供)

(3) 高齢者と再犯

高齢者（65歳以上）の検挙者数は、平成3年以降毎年増加して、20年にピーク（4万8,805人）を迎え、その後は高止まりが続き、30年に4万4,767人となりました。

このうち、70歳以上の方は、23年以降高齢者の検挙人員の65パーセント以上を占めるようになって、30年には70.1パーセントに相当する3万1,404人となりました。刑法犯検挙人員における高齢者率は、他の年齢層の多くが減少傾向にあることから、ほぼ一貫して上昇し、30年には21.7パーセントに達しています。

全国における刑法犯検挙人員（年齢層別）・高齢者率の推移



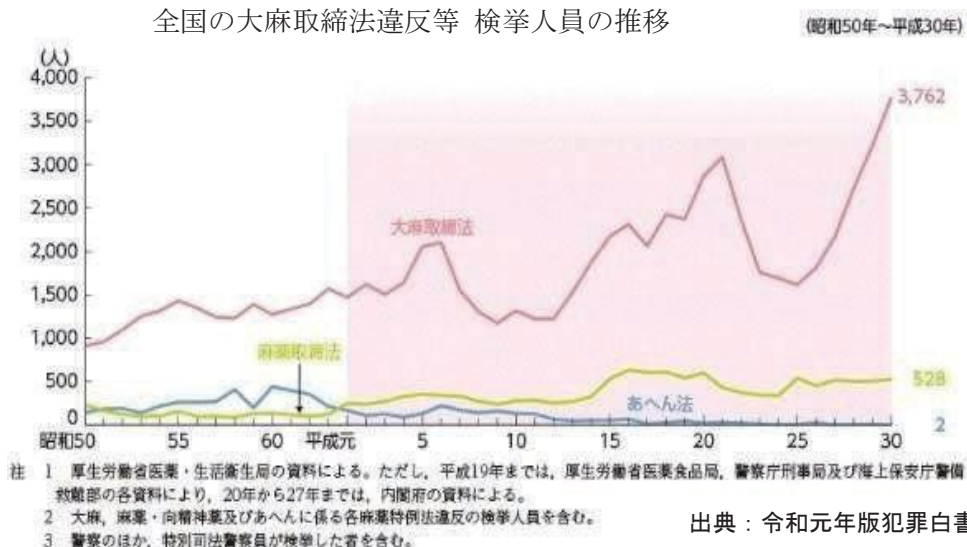
- 注 1 警察庁の統計及び警察庁交通局の資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。
 4 「高齢者率」は、総数及び女性の各刑法犯検挙人員に占める高齢者の比率をいう。
- 出典：令和元年版犯罪白書

(4) 薬物事犯と再犯

刑法犯の覚せい剤取締法の検挙人員は、昭和60年から減少傾向となっていますが、平成7年から増加に転じ、9年には平成期に入って最多となる1万9,937人を記録し、13年以降は減少傾向にあったものの、18年以降はおおむね横ばいで推移し、毎年1万人を超える状況が続いています。

また、平成30年における大麻取締法違反の検挙人員は3,762人であり、26年から5年連続で増加しています。

全国の大麻取締法違反等 検挙人員の推移



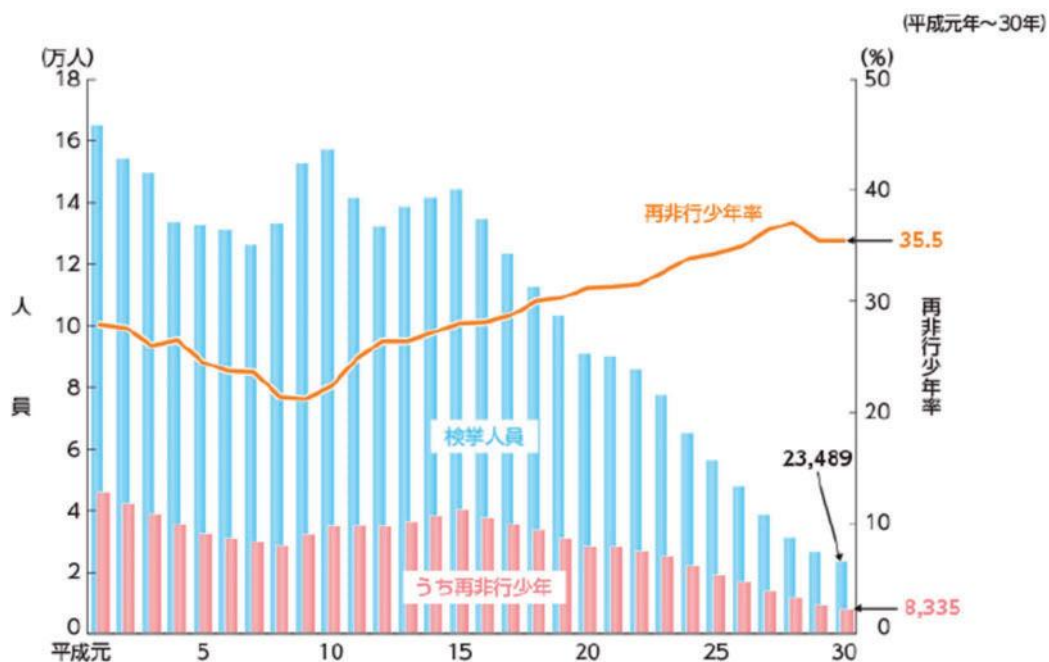
全国の覚せい剤取締法違反検挙人員の推移



(5) 少年と再犯

全国の少年による刑法犯の検挙者数は、平成16年以降減少傾向にあります。

少年の刑法犯 検挙人員中の再非行少年の人員・再非行少年率の推移



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 3 「再非行少年」は、前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年をいう。
 4 「再非行少年率」は、少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。

出典：令和元年版犯罪白書

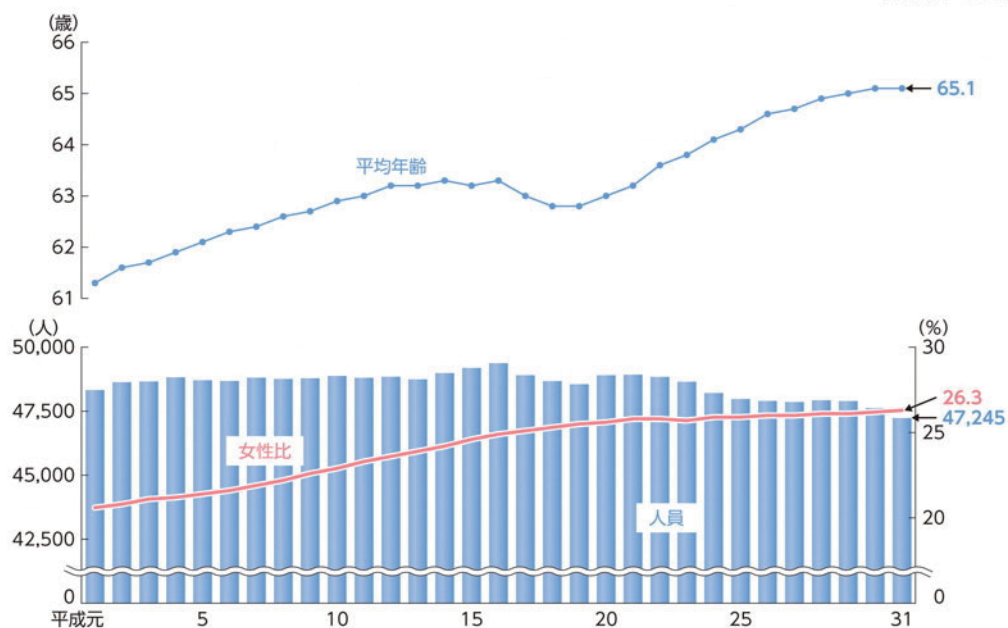
(6) 更生保護に関する状況

全国の保護司の数は減少傾向にある一方で、高齢化が進んでいます。

静岡市においても同様で、全国平均に比べても保護司の充足率が低下しています。

保護司の人員・女性比・平均年齢の推移

(平成元年～31年)



注 1 法務省保護局の資料による。
2 各年1月1日現在の数値である。

出典：令和元年版犯罪白書

全国、静岡県及び静岡市の保護司数及び充足率の比較

	令和2年	定数
全国	46,763人	52,500人
充足率	89.1パーセント	
静岡県	1,324人	1,495人
充足率	88.6パーセント	
静岡市	253人	310人
充足率	81.6パーセント	

(静岡保護観察所提供資料)

第3 再犯防止の関連施策

静岡市では、これまでも**犯罪歴の有無にかかわらず**、様々な生きづらさを抱えている方に寄り添った支援を行ってきました。

犯罪や非行をしてしまった人は、そのことにより、行政のサービスを受けることができないと思いこんでしまうことがあります。

また、犯罪等をしてしまった人の御家族や、立ち直りを支援する方の立場からも、再犯防止に特化した制度に限らず、一般的な就労や住居に関するサービス、制度等で利用できるものを再犯防止推進計画上で明らかにしておく必要があります。

今後も、犯罪をした者等を含め、支援を必要としている人が支援につながり、自分らしく健やかに暮らすことができるよう、従来から実施している施策に加え、さらに必要な取組を実施していきます。

1 背景

犯罪や非行をした者等の中には、例えば刑務所を出た後に必要な行政の窓口での手続等を終えられないことで、福祉的な支援が受けられず、犯罪等を繰り返してしまう者が一定数います。そのため、犯罪や非行をした者等を福祉的な支援に繋げられる体制づくりが重要となります。



2 事業概要

各区の更生保護サポートセンターを市の再犯防止推進のためのセンターとしても位置付け、更生保護の経験が豊富な市民の方の協力を受け、刑務所や検察庁から依頼があった方等を対象に、行政の窓口での手続き等に付き添う支援を始めます。

また、再犯を防止するためには、長い期間の見守りが必要になるため、出所後等に生活が安定してきてからも一定期間、伴走型の支援を行います。

このほか、市民向けの講演会、職員等を対象にした研修、犯罪をした者等でも利用できるサービスを住居の確保、就労の支援のようにニーズごとに整理したハンドブックの作成等を行い、既存の福祉サービスも駆使しながら、再犯者が負のスパイラルから抜け出す支援をしていきます。

○再犯防止推進センターの設置

各区の更生保護サポートセンターを市の再犯防止推進のためのセンターとしても位置付けます。このセンターでは、市や国の機関と協力して、支援が必要な相談者が行政の手続や支援窓口へ相談に行くのに付き添う市民の方（再犯防止推進員）をコーディネートします。

○再犯防止推進員の設置

市から委嘱を受け、支援が必要な相談者が行政の手続や支援窓口へ相談に行くのに付き添います。市民が市民に寄り添う支援によって、SDGs 未来都市として、市民と協働して「誰一人取り残さない」地域共生社会を実現していきます。

○再犯防止伴走型支援の実施

生活に困窮した方のよろず相談窓口である静岡市暮らし・しごと相談支援センターに再犯の防止をするための専門の相談員を配置します。同センターで実施している生活困窮者自立支援事業を通じて対象者が生活困窮状態を脱した後も、対象者が犯罪をした者等である場合に、出所から2年を目安とした伴走型の支援を行います。

3 事業の流れ



1 就労・住居の確保等

(1) 就労の確保

ア 現状と課題を踏まえた対応方針

刑務所に再び入所した者のうち、約7割が仕事につかない状態で再犯をしています。また、保護観察終了時に仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかになっています。

しかし、前科等があることに加え、求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していないなどのために求職活動が円滑に進まない場合があること、職場での人間関係を十分に構築できない、あるいは自らの能力に応じた適切な職業選択ができないなどの理由により、一度就職しても離職してしまう場合があること、協力雇用主となりながらも実際の雇用に結びついていない企業等が多いこと、犯罪をした者等の中には、十分な教育を受けてこなかったために社会規範の希薄な者や、障がいの程度が福祉的支援を受けられる程度ではないものの一般就労をすることも難しい者が少なからず存在すること、などの課題があります。

こうしたことから、協力雇用主への支援を続けていくとともに、生活困窮者の支援など、安定的な就労の確保・継続に向けた取組を進めていきます。

イ 主な関連施策

刑務所出所者等が安定した職を得て地域に定着するためには、本人の意向や適性などを踏まえたきめ細かな支援が求められます。市には、刑務所出所者等であるか否かに関係なく、利用可能な既存の各種施策・制度の活用を含め、地域の関係機関や民間団体との連携による支援を実施すること、また当該施策・制度を犯罪をした者等にとって利用しやすいものとするのが期待されています。

○ 競争入札参加資格の認定における協力雇用主への加点措置

静岡市で発注する建設工事への入札参加資格を審査するに当たり、犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける「協力雇用主」である事業者に対して加点を行うことで、事業者の再犯防止の取組を促進します。

(財政局 財政部 契約課)

○ 高齢者就労促進事業

「人生100年時代」に向け、多くの元気な高齢者が、生涯現役で企業や地域で働き活躍することができる環境を整備するため、就労希望者と就労先のマッチ

ング支援、人材育成等を行います。

(保健福祉長寿局 健康福祉部 福祉総務課)

○ 生活保護受給者等就労体験・職業訓練事業

生活保護受給者又は生活困窮者のうち、就労体験が少ない者、離職機関が長い者等就労阻害要因がある者及び社会参加への意欲が乏しい者に対し、就労体験・職業訓練等を行うことにより、就労意欲及び就労能力並びに社会参加への意欲を高めます。

(保健福祉長寿局 健康福祉部 福祉総務課)

○ 就労自立促進事業

職業安定所（ジョブサポートコーナー）を各福祉事務所に隣接して設置し、各区の就労支援員や関係機関と連携を図りながら就労に向けた支援を行います。

生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者及び生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者等を対象としたもので、ハローワークの協力を受けながら、きめ細やかな就労支援を推進することにより、生活保護受給者等の就労による自立を促進します。

(保健福祉長寿局 健康福祉部 福祉総務課)

(各福祉事務所 生活支援課)

(ハローワーク)

(2) 住居の確保

ア 現状と課題を踏まえた対応方針

適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であり、再犯防止を図る上で非常に重要です。しかしながら、刑事施設を満期で出所した者のうち約4割が適当な住居が確保されないまま刑務所を出所していること、そして、これらの者の再犯に至るまでの期間が、出所後の住居が確保されている者と比較して短いことが明らかとなっています。

受刑者等が釈放された後、親族等のもとに帰住することができない者の一時的な居場所として更生保護施設がありますが、更生保護施設は、飽くまで一時的な居場所であり、更生保護施設等を退所した後は地域に生活基盤を確保する必要があります。

他方、犯罪をした者等の中には、身元保証人を得ることが困難であったり、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できなかつたりすることなどにより、適切な定住先を確保できないまま更生保護施設等から退所し、再犯等に至る者も存在します。

こうしたことから、出所後等に生活に困窮して住居をもてない方や、住宅の確保に配慮を要する方に対する支援を行っていきます。

イ 主な関連施策

○ 生活困窮者住居確保給付金事業

生活困窮者自立支援法に基づき、失業等により住居を失う又は失うおそれのある生活困窮者に対し、家賃相当額を支給するとともに就労支援を行い、自立を後押しします。

離職・廃業後2年以内、又は給与等を得る機会が当該個人の攻めに帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職又は廃業と同程度の状態にある生活困窮者に対し、家賃相当額（当初3月、その後3月を2回、最長9月間）を支給します。

（保健福祉長寿局 健康福祉部 福祉総務課）

自立相談支援機関（静岡市暮らし・しごと相談支援センター）

○ 生活困窮者一時生活支援事業

生活困窮者自立支援法に基づき、住居の無い生活困窮者に対し、一時的な生活の場所を提供し、その間に自立相談支援機関が住居の確保を支援することで、安定した居宅生活を送れるよう後押しします。

ホテル・旅館を一時的に借り上げ、住居の無い生活困窮者に住居及び食事の提供をしながら、就労支援等により住居の確保を支援する。原則2月以内（最長3

月) 支援します。

(保健福祉長寿局 健康福祉部 福祉総務課)
自立相談支援機関 (静岡市暮らし・しごと相談支援センター)

○ 養護老人ホームの設置・管理

おおむね65歳以上の高齢者で、環境上及び経済上の問題で、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させる養護老人ホームを所管しています。

養護老人ホームの入所に係る措置は各福祉事務所高齢介護課が行っています。

(保健福祉長寿局 健康福祉部 高齢者福祉課)
(各福祉事務所 高齢介護課)

○ セーフティネット住宅登録制度の活用

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、保護観察対象者等を含む住宅要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅 (セーフティネット住宅) の登録を促し、居住の安定に努めます。

(都市局 建築部 住宅政策課)

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

(1) 高齢者・障がいのある人などで犯罪をしてしまった者への支援

ア 現状と課題を踏まえた対応方針

高齢者（65歳以上の者）が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高く、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち約4割の者が、出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。

また、平成元年版の犯罪白書では、平成30年の精神障がい者等の刑法犯検挙者数は、全検挙者の1.3パーセントとなっています。しかしながら、精神障がい者等による犯罪は、様々な原因により生じると考えられるため、既存の福祉サービスを活用しながら、幅広い対応をしていく必要があります。

矯正施設出所者等に対する支援（出口支援）の一つとして、受刑者等のうち適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障がいのある人等が、矯正施設出所後に社会福祉施設への入所等の福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、地域生活定着支援センターの設置や、矯正施設及び更生保護施設への社会福祉士等の配置を進め、矯正施設や保護観察所が、更生保護施設、地域生活定着支援センターその他の福祉関係機関と連携して必要な調整を行う取組（特別調整）を実施しています。

また、犯罪をした高齢者又は障がいのある人等の再犯防止のためには、出口支援だけでなく、起訴猶予者等についても、必要な福祉的支援に結び付けることなどが犯罪等の常習化を防ぐために重要である場合があることを踏まえ、検察庁において、知的障がいのある被疑者や高齢の被疑者等福祉的支援を必要とする者について、弁護士や福祉専門職、保護観察所等関係機関・団体等と連携して、身柄釈放時等に福祉サービスに橋渡しをするなどの取組（入口支援）を実施しています。

しかしながら、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないなどの理由から特別調整の対象とならない場合があります。また、刑事司法手続の各段階を通じた高齢又は障がいの状況の把握とそれを踏まえたきめ細かな支援を実施するための十分な連携体制を構築していく必要があります。

イ 主な関連施策

市が提供する保健医療・福祉サービスは、通常、犯罪をした者等であるか否かを問わず提供され得るものです。

これらのサービスに関することを本計画に記載することにより、地域におけるソーシ

ャル・インクルージョン（全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う）につなげていきたいと考えております。

- 生活困窮者住居確保給付金事業・一時生活支援事業

⇒ 再掲・43 ページ参照

(保健福祉長寿局 健康福祉部 福祉総務課)

- 養護老人ホームの設置・管理

⇒ 再掲・44 ページ参照

(保健福祉長寿局 健康福祉部 高齢者福祉課)

- 成年後見制度利用促進事業

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方が、地域で安心して自分らしく生活が送れるよう、市が関係団体と連携し、成年後見制度を必要とする市民を利用につなげるための地域の支援体制を構築します。

(保健福祉長寿局 健康福祉部 福祉総務課)

(静岡市成年後見支援センター)

(各福祉事務所 高齢介護課・障害者支援課)

- 生活困窮者自立相談支援事業

静岡市暮らし・しごと相談支援センター（生活困窮者自立相談支援法に基づく自立相談支援機関）を設置し、生活困窮者が困窮状態から早期に自立するための支援を実施します。

各区に自立相談窓口を設置し、生活困窮者個々の状況に応じた自立支援プランを作成し、伴走型の支援を実施します。

(保健福祉長寿局 健康福祉部 福祉総務課)

自立相談支援機関（静岡市暮らし・しごと相談支援センター）

- 生活保護制度

生活保護法に基づき、生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じた必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を支援します。

(保健福祉長寿局 健康福祉部 福祉総務課)

(各福祉事務所 生活支援課)

○ 重層的支援体制移行準備事業

様々な困りごとを抱える方を対象とした包括的な支援体制である、重層的支援体制への移行に向けて、体制整備に向けた庁内外での連絡調整や会議体での検討、職員に対する研修等を行います。事例検討やモデルケースの対応等も行い、実効性のある支援体制を構築していきます。

(保健福祉長寿局 健康福祉部 福祉総務課)

○ 高齢者実態調査

民生委員が市内に住む75歳以上のひとり暮らし、高齢者のみ世帯等に訪問し、身体状況等について聴き取って調査します。

調査結果は、市の福祉施策や民生委員活動の基礎データとするとともに、援護が必要な方の情報を各地域包括支援センター、自主防災組織等にも提供し、必要に応じた保健福祉サービス等の活用につなげたり、地域の見守り活動に活用したりしています。

(保健福祉長寿局 健康福祉部 高齢者福祉課)

○ 地域移行支援事業

障害者支援施設や児童福祉施設の入所者や、精神科病院に入院している人等を対象として、住まいを確保することや、地域での生活に移行するための相談などを行います。

(保健福祉長寿局 健康福祉部 障害者支援推進課)

○ 地域定着支援事業

居宅において単身で生活している障がいのある人や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がいのある人を対象として、常時の連絡体制を確保することで、障がいの特性が原因して生じる緊急の事態等に対する相談や支援を行います。

(保健福祉長寿局 健康福祉部 障害者支援推進課)

(2) 薬物等への依存症の人で犯罪をしてしまった者への支援

ア 現状と課題を踏まえた対応方針

覚せい剤取締法違反による検挙者数は毎年1万人を超えているほか、新たに刑務所に入所する者の罪名の約3割が覚せい剤取締法違反となっていて、再犯率も他の犯罪類型に比べ高い傾向にあります。

薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症の患者である場合もあるため、その再犯を防止するためには、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持たせ、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けさせることが必要であると考えられます。

イ 主な関連施策

○ 障害者相談支援事業

基幹相談支援センター業務において、地域移行・地域定着の促進に取り組み、再犯防止推進法に基づき、障がい者等の再犯防止に関する相談業務を行います。

(保健福祉長寿局 健康福祉部 障害福祉企画課)

○ 依存症対策事業

ホームページやチラシ等による依存症に関する啓発や相談窓口の周知を行うとともに、相談員を中心に各種依存症の電話・面接相談を実施します。

また、アルコール、ギャンブル、薬物等依存症当事者及び家族に対して研修会、家族教室等を実施し、一般生活上の不安や悩みに対応し、状況によっては適切な支援機関等へ繋ぎ今後の回復プログラム等を検討します。

アルコール：家族教室（家族の対応方法等を研修）、スキルアップセミナー（断酒会との協働事業。地域支援者対象）

ギャンブル：リカバリーチャンネル（依存症当事者を対象）個別面接2回、集団プログラム5回

家族教室（家族の対応方法等を研修）

薬物：保護観察所主催集団プログラム（当事者対象）

(保健福祉長寿局 保健衛生医療部 こころの健康センター)

3 学校等と連携した修学支援の実施等

(1) 現状と課題を踏まえた対応方針

文部科学省によれば、高等学校への進学率は97パーセントを超えていますが、その一方で、平成28年度の少年院入院者の28.9パーセント、入所受刑者の37.4パーセントが、中学校卒業後に高等学校に進学していません。

また、非行をきっかけに又は非行等に至る過程で高等学校を中退する者も多く、平成28年度の少年院入院者の36.8パーセント、入所受刑者の24.6パーセントが高等学校を中退している状況にあります。

こうしたことから、将来を担う少年たちの健全な育成を図るためには、学校での悩み事を早期に解決に導いたり、非行を未然に防いだりすることで、学校という居場所を失ったり、公的な支援に繋がりにくくなってしまうたりすることのないようにすることが重要です。経済的に困窮している世帯の少年に対しても高校への進学等を支援します。

(2) 主な関連施策

○ スクールカウンセリング事業

いじめ、不登校又は問題行動等、児童生徒の心の問題に対応するため、スクールカウンセラーや教育相談員を小中学校及び高等学校に配置し、児童生徒、保護者等への相談活動を実施します。

(教育委員会 教育委員会事務局 教育局 児童生徒支援課)

(教育委員会 教育委員会事務局 教育局 教育総務課)

○ スクールソーシャルワーカー事業

小中学校及び高等学校にスクールソーシャルワーカーを配置又は派遣し、いじめ、不登校又は暴力行為その他の学校生活における諸問題を抱える児童生徒に必要な支援を行い、学校生活上の諸問題の解決を図ります。

(教育委員会 教育委員会事務局 教育局 児童生徒支援課)

(教育委員会 教育委員会事務局 教育局 教育総務課)

○ 少年補導の実施

青少年の健全育成・非行の未然防止活動のための少年補導を、地域や関係機関と連携して実施しています。

(教育委員会 教育委員会事務局 教育局 教育総務課)

(子ども未来局 青少年育成課)

○ 生活困窮者子どもの学習意欲向上事業

市内の被保護者世帯及び生活困窮世帯の子どもが学習の習慣づけや進学意欲を持つことができるよう支援を実施し、高校への進学及び高校卒業後の就職・進学を後押しします。

(保健福祉長寿局 健康福祉部 福祉総務課)

(各福祉事務所 生活支援課)

4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等

(1) 現状と課題を踏まえた対応方針

再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者一人一人の経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性を適切に把握した上で、その者にとって適切な指導等を選択し、一貫性を持って継続的に働き掛けることが重要であると考えられます。また、指導等の効果を検証し、より効果的な取組につなげる必要があります。

政府においては、「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、性犯罪者、暴力団関係者等再犯リスクが高い者、可塑性に富む少年・若年者、被虐待体験や摂食障がい等の問題を抱える女性など、それぞれの対象者の特性に応じた指導及び支援の充実を図るとともに、犯罪被害者の視点を取り入れた指導及び支援等を実施してきました。

しかしながら、対象者の特性や処遇ニーズを的確に把握するためのアセスメント機能や、刑事司法関係機関や民間団体等における指導・支援の一貫性・継続性が不十分であるなどの課題があることから、これらを強化するとともに、指導・支援を更に推進していくことが重要であると考えられます。

(2) 主な関連施策

○ 配偶者暴力相談支援センター事業

配偶者からの暴力を防止するとともに、配偶者から暴力を受けた被害者からの相談に応じたり、適切な相談機関につないだり、様々な支援を行います。

(保健福祉長寿局 健康福祉部 福祉総務課)

○ 障害者相談支援事業

⇒ 再掲・48 ページ参照

(保健福祉長寿局 健康福祉部 障害福祉企画課)

○ 少年鑑別所の見学

触法少年及びぐ犯少年（犯罪に至らないものの、犯罪に結びつくような問題行動があって、保護する必要性が高い少年）について、法務少年支援センター（少年鑑別所）の見学を行い、再犯防止を図ります。

(子ども未来局 児童相談所)

- 依存症対策事業
⇒ 再掲・48 ページ参照
(保健福祉長寿局 保健衛生医療部 こころの健康センター)

- 一般相談事業
当事者及び家族からの生活上の精神的な不安について相談に応じ、対応方法等についてアドバイスするとともに、状況により適切な支援機関等につなげます。
(保健福祉長寿局 保健衛生医療部 こころの健康センター)

- こころの健康相談ダイヤル てるてる・ハート
電話でメンタルヘルス等の悩みを抱える方からの相談を受ける事業です。ストレス、うつ等に限らず、依存症かもしれないといった相談にも応じています。
(保健福祉長寿局 保健衛生医療部 こころの健康センター)

- 児童虐待防止対策
要保護児童対策地域協議会において要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関と連携し、児童やその保護者に関する情報やリスクを踏まえた支援方針等を共有するとともに、支援内容や役割分担などの協議を行います。
(子ども未来局 子ども家庭課)

児童相談所の役割について
児童相談所は、ぐ犯少年及び14歳未満の触法少年について通告や送致を受け、調査・判定等をし、児童福祉司等による指導、児童福祉施設への入所、家庭裁判所への送致等を行います。
児童相談所での非行相談の流れ
<ol style="list-style-type: none"> 1. 相談受付を行います 2. 関係者（学校等）から情報収集を行います 3. 児童と保護者への面接を行います 4. 面接及び心理検査の結果をフィードバックします 5. 改善がみられれば、訓戒誓約でケース終了となります 改善がみられても心配であれば、継続的に指導を行います 施設入所が必要であれば、入所への支援を行います 家庭裁判所への送致が必要であれば、送致します

5 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等

(1) 現状と課題を踏まえた対応方針

再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティア、矯正施設を訪問して矯正施設在所者の悩みや問題について助言・指導する篤志面接委員、矯正施設在所者の希望に応じて宗教教誨を行う教誨師、非行少年等の居場所作りを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティアなど、多くの民間ボランティアの協力により支えられてきました。

また、更生保護法人をはじめとする様々な民間団体等による、犯罪をした者等の自発的な社会復帰に向けた支援活動も行われており、こうした活動により、地域社会における「息の長い」支援が少しずつ形作られてきています。

しかしながら、民間協力者による再犯の防止等に関する活動を促進するに当たっては、保護司の高齢化が進んでいること、保護司を始めとする民間ボランティアが減少傾向となっていること、地域社会の人間関係が希薄化するなど社会環境が変化したことにより従前のような民間ボランティアの活動が難しくなっていること、民間団体等が再犯の防止等に関する活動を行おうとしても必要な体制等の確保が困難であることなどの課題があります。

また、犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等に自らの努力を促すことは当然ですが、それだけでなく、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、市民の理解と協力を得て、犯罪をした者等が再び地域社会を構成する一員となることを支援することが重要であると考えられます。再犯の防止等に関する施策は、市民にとって必ずしも身近でないため関心や理解を得にくいこと、民間協力者による再犯の防止等に関する活動についても市民に十分に認知されているとはいえないことなどの課題に対応し、地域に暮らす人達の理解と協力を土台とした再犯の防止等に関する施策を推進するため、市民にとって身近な町内会や自治会の活動を通じた効果的な広報・啓発活動の在り方を検討していきます。

(2) 主な関連施策

- 競争入札参加資格の認定における協力雇用主への加点措置

⇒ 再掲・41ページ参照

(財政局財政部契約課)

- 人権啓発活動

スポーツ組織と連携・協力した人権啓発に関するイベントの開催や人権に関する講演会の実施等を通じて、人権尊重の考えを広め、人権問題に対する正しい認識を広めることにより、基本的人権の擁護を図ります。

(保健福祉長寿局 健康福祉部 福祉総務課)

- 保護司会連絡協議会への補助

更生保護活動、犯罪予防活動を行う静岡市保護司会連絡協議会に対し、補助金を交付し、保護司や保護司会の活動を支援します。

静岡市保護司会連絡協議会は、更生保護、犯罪予防を目的とする「社会を明るくする運動」や、薬物乱用防止等の啓発活動を実施しています。

(保健福祉長寿局 健康福祉部 福祉総務課)

- 更生保護サポートセンターへの支援

更生保護サポートセンターは、保護司・保護司会が地域の更生保護活動の拠点で、市や地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で処遇活動及び地域活動を実施しています。本市では3つの保護区全ての更生保護サポートセンターが市有施設に設置されており、その目的外使用料を免除する等して活動を支援しています。

(保健福祉長寿局 健康福祉部 福祉総務課)

- 感謝状の贈呈

静岡市青少年育成センター事業として、補導委員の職務に通算10年以上従事し、功労が顕著である方等に対し、市長から感謝状を贈呈しています。

(子ども未来局 青少年育成課)

6 国・民間団体等との連携強化等

(1) 現状と課題を踏まえた対応方針

国においては、犯罪をした者等の抱えている課題の解消に向けて、各種の社会復帰支援のための取組が実施されてきましたが、その範囲は原則として刑事司法手続の中に限られるため、刑事司法手続を離れた者に対する支援は、地方公共団体が主体となった一般市民を対象とした各種サービスの提供や民間団体による再犯防止の活動等を通じて行われることが想定されています。

再犯防止推進法の施行によって、市においても、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、再犯防止に関する施策を実施する責務を有することが明らかにされました。犯罪をした者等が抱える様々な課題を踏まえた対応といった支援のノウハウや知見が十分でないこと、支援を必要としている対象者に関する情報の収集が容易でないことなどの課題に対応し、市が主体的に再犯の防止等に関する施策に取り組むため、(仮称)静岡市再犯防止推進協議会を活用して、委員相互の情報交換や意見交換を行い、更生保護関係機関・団体のネットワークの構築を推進します。

(2) 主な関連施策

○ 静岡刑務所仮釈放予定受刑者による公園清掃作業

静岡刑務所に収容されている者のうち、受刑態度が良好等で仮釈放が予定されている者を対象に、静岡刑務所と協力して公園の清掃という社会貢献活動の機会を提供することで、受刑者の改善更生の意欲を高め、再犯防止を図ります。

(都市局 都市計画部 公園整備課)

○ 関係会議への参加

犯罪をした者等への支援を行うため、国、県、及び協力団体を含む関係機関等との連携を強化し、再犯防止施策等を推進することを目的として、市町村再犯防止等推進会議、矯正施設所在自治体会議等に参加し、情報交換、調査研究等を行います。

(保健福祉長寿局 健康福祉部 福祉総務課)

○ 社会を明るくする運動の推進

社会を明るくする運動を、保護観察所、保護司会等と協力して推進します。

(保健福祉長寿局 健康福祉部 福祉総務課)

○ 依存症対策事業

⇒ 再掲・48 ページ参照

(保健福祉長寿局 保健衛生医療部 こころの健康センター)

(参考) 犯罪等に強いまちづくり

一般的な防犯施策の推進も、再犯防止にとって有効です。

静岡市では、「静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画」を策定し、誰もが安心して活動することができる安全な地域社会の実現に向けて、様々な取組を行っています。

例) 市民の防犯意識高揚のための啓発活動、青色防犯パトロール事業等

第4 計画の推進体制等

1 推進体制

保健福祉長寿局が中心となり、就労、住居、防犯、非行防止等に携わる関係部局と庁内会議等を活用して十分な連携を図るとともに、国、県、民間の関係機関・団体との連携協力のもと、再犯防止に係る施策を総合的に推進します。

2 進行管理

再犯防止施策の進行管理のため、行政の関係機関や民間の支援団体、学識経験者等で構成する常設の附属機関（仮称：静岡市再犯防止推進協議会）を設置します。

当該附属機関において、事業の計画（P）、実施（D）、実施状況の評価（C）、評価結果を踏まえた改善（A）のPDCAサイクルによる管理を行います。

令和3・4年度は本計画に沿って事業を実施し、実施した内容を年度ごとに評価して必要な改善を行います。

令和5年度から8年度までを計画期間とする見直しの際には、令和3・4年度の取組を踏まえ、目指すべき将来像を設定し、バックキャスト思考でその目標達成に向けた成果指標を設定し、PDCAサイクルによる管理を行います。

第5 資料

1 用語集

再犯防止に関しては「再犯率」、「再犯者率」、「再入率」等の混同しやすい用語や、刑事手続に関する用語が多く使われます。また、「協力雇用主」、「更生保護施設」等の広く一般には知られていない可能性がある団体や施設等もありますので、再犯防止に関する理解を深める一環として、用語集を作成しました。

あ行

- | | |
|----------|---|
| い 一部執行猶予 | 裁判所が、3年以下の刑期の懲役・禁錮を言い渡す場合に、刑期の一部を実刑とし、残りの部分について、1年間に5年間まで、執行を猶予することができる制度 |
| 入口支援 | 起訴猶予者等の刑事司法手続の入口段階にいる者に対する支援 |

か行

- | | |
|-------|---|
| か 仮釈放 | 再犯を防止し、改善更生と円滑な社会復帰を促進することを目的として、改悛の情があり、改善更生が期待できる懲役又は禁錮の受刑者を刑期満了前に仮に釈放し、仮釈放の期間(残刑期間)が満了するまで保護観察に付すること。地方更生保護委員会が審理を行う。 |
| 仮退院 | 少年院送致の保護処分により少年院に収容されている者を収容期限の満了前に 仮に少年院収容を解除することをいい、少年院収容少年は改善更生のため相当であると認められるとき、仮退院により出院し、保護観察に付される。仮釈放と同様に、地方更生保護委員会が審理を行う。 |

き	帰住先	刑事施設を出所した後に住む場所のこと。
	起訴猶予処分	犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないことを理由とした不起訴処分
	矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称
	協力雇用主	犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主
く	クレプトマニア	病的窃盗、窃盗症
け	刑事施設	刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称
こ	更生保護	罪を犯した人や非行のある少年が、再び過ちを繰り返すことなく、実社会内において善良な一員として自立できるように適切な処遇を行い、犯罪や非行に陥ることを防ぎ、改善更生することを助けることによって、犯罪の危険から社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする活動
	更生保護施設	主に保護観察所から委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊させ、食事を給与するほか、就職援助、生活指導等を行う施設
	更生保護女性会	地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体
	更生保護法人	更生保護事業を営むことを目的として、更生保護事業法の定めるところにより、法務大臣の認可を受け設立された法人

さ 再入者	受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者
再入者率	新受刑者（裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所する等した受刑者）の数に占める再入者の割合
再入率	各年の出所受刑者人員のうち、出所後の犯罪により、受刑のため刑事施設に再入所した人の人員の比率。例えば「2年以内再入率」とは、各年の出所受刑者人員のうち、出所年を1年目として2年目、つまり、出所した翌年の年末までに再入所した人の人員の比率をいう。
再犯者	刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者
再犯者率	刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合。検挙等された人の中に、過去にも検挙等された人がどの程度いるのかを見る指標となる。
再犯率	犯罪により検挙等された者が、その後の一定期間内に再び犯罪を行うことがどの程度あるのかを見る指標。出所後に犯した罪により、再び検挙されたり、有罪判決を受けたり、刑事施設に収容されたりすることがあるが、いずれを基準として「再び犯罪をおこなった」と取り扱うかなどによって「再犯率」の意味は異なり、数値も変わることに留意する必要がある。
し 社会を明るくする運動	全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動

就労支援事業者機構	犯罪をした者等の就労の確保は、一部の善意の篤志家だけでなく、経済界全体の協力と支援により成し遂げられるべきとの趣旨に基づいて設立され、事業者の立場から安全安心な社会づくりに貢献する活動を行う法人
少年院	家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う法務省所管の施設
処遇	警察等によって検挙された者が、その後、検察、裁判、矯正及び更生保護の各段階で受ける取扱い
自立準備ホーム	あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人等がそれぞれの特長を生かして自立を促す施設。保護が必要なケースについて、保護観察所から事業者に対して宿泊場所、食事の提供と共に、毎日の生活指導等を委託する。
執行猶予	刑法第25条に規定する刑の全部の執行猶予
す スクールカウンセラー	児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、学校に配置されている臨床心理に関し、専門的な知識・経験を有する職員
スクールソーシャルワーカー	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術により学校において問題を抱えた児童生徒や保護者に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていく専門職員

た行

- と DV（ドメスティック・バイオレンス） 配偶者等（配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者）からの暴力

は行

- は 犯罪をした者等 罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者（再犯防止推進法第2条第1項）
- ひ 非行少年 犯罪少年（罪を犯した少年（犯行時に14歳以上であった少年）をいう。）、触法少年（14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。）、ぐ犯少年（保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。）の総称。
- BBS会 非行のある少年や悩みを持つ子供たちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等（BBS運動（Big Brothers and Sisters Movement））を行う青年のボランティア団体。
- ほ 保護観察 犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの。
- 保護司 犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員。保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行う。

- み 民生委員・児童委員 民生委員は、民生委員法に基づき、社会福祉に理解や熱意があり地域の実情に詳しい方が地域の推薦を受け、各市町の推薦を経て厚生労働大臣から委嘱される。
- 一定の区域を担当し、住民の生活上の課題や高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉など様々な社会福祉の分野に関して、常に住民の立場に立って相談・援助に応じている。また、担当区域の住民の方が必要な福祉サービスが得られるよう、関係する行政機関等とのパイプ役となるなど、地域の福祉向上に努めるボランティアであり、児童福祉法による児童委員も兼ねている。

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勧案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

2 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）

目次

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 基本的施策

第1節 国の施策（第11条—第23条）

第2節 地方公共団体の施策（第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第3条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第5条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第6条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第7条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

(2) 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

(3) 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

(4) 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

(5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第3項から第5項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第9条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第10条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第2章 基本的施策

第1節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第11条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第12条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。
(非行少年等に対する支援)

第13条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。
(就業の機会の確保等)

第14条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第23条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。
(住居の確保等)

第15条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。
(更生保護施設に対する援助)

第16条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。
(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第17条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な

施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第18条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第19条 国は、再犯防止関係施設(矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。)が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第20条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第21条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けられることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第22条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第23条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第2節 地方公共団体の施策

第24条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、

その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 静岡市再犯防止推進計画策定委員会の組織等

1 開催日等

令和2年11月2日	第1回	静岡市再犯防止推進計画策定委員会	開催
11月27日	第2回	静岡市再犯防止推進計画策定委員会	開催
令和3年2月12日	第3回	静岡市再犯防止推進計画策定委員会	開催
3月22日	第4回	静岡市再犯防止推進計画策定委員会	開催

2 委員一覧（50音順・敬称略）

	氏名等	所属等
1	天野 早苗	公募委員
2	泉谷 雅	スルガダルク 施設長
3	内田 桂子	静岡少年鑑別所 所長
4	浦野 浩昭	静岡保護観察所 所長
5	大須賀 麗子	静岡公共職業安定所 統括職業指導官
6	川島 徹也	静岡市社会福祉協議会 地域福祉部長
7	後藤 清雄（委員長）	静岡県就労支援事業者機構 会長 静岡県保護司会選考委員
8	佐々木 敏明	公募委員
9	田中 千江	静岡刑務所 首席矯正処遇官
10	茶山 弘	静岡地区協力雇用主会 会長
11	津富 宏（副委員長）	静岡県立大学国際関係学部 教授
12	南部 圭一郎	駿府学園 統括専門官
13	藤原 豊彦	静岡地方検察庁 統括捜査官
14	松永 厚司（副委員長）	葵区保護司会 副会長
15	山田 博	公募委員
※	近藤 浩之	更生保護法人 静岡県勸善会 施設長
※	白井 隆晴	更生保護法人 少年の家 施設長

※ 第2回会議では、市内の更生保護法人の施設長である両名からオブザーバーとして意見をいただいた。

静岡市再犯防止推進計画策定に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則（令和2年静岡市規則第81号）

（趣旨）

第1条 この規則は、静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）第2条第4項の規定に基づき、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画（以下「計画」という。）の策定に係る臨時的事務を処理するための附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な細目を定めるものとする。

（名称）

第2条 附属機関の名称は、静岡市再犯防止推進計画策定委員会とする。

（所掌事務）

第3条 附属機関の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）計画の策定について調査審議すること。
- （2）計画の策定に関し、市長に意見を述べること。

（組織）

第4条 附属機関は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）再犯の防止等に関し優れた識見を有する者
- （2）市民

3 市長は、前項第2号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

（委員の任期等）

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和3年8月31日までとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委員長及び副委員長）

第6条 附属機関に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。

4 委員長は、附属機関の会議の議長となる。

5 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 附属機関の会議は、委員長が招集する。

2 附属機関は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決する

ところによる。

- 4 附属機関は、必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年9月1日から施行する。
(この規則の失効)
- 2 この規則は、令和3年8月31日限り、その効力を失う。

4 静岡市再犯防止政策連携統括会議

1 開催日等

令和2年9月28日	第1回	静岡市再犯防止政策連携統括会議	開催
10月30日	第1回	静岡市再犯防止政策連携統括会議 幹事会	開催
11月16日	第2回	静岡市再犯防止政策連携統括会議 幹事会	開催
令和3年2月22日	第3回	静岡市再犯防止政策連携統括会議 幹事会	(書面開催)
3月15日	第2回	静岡市再犯防止政策連携統括会議	開催

2 設置

下記の要綱により設置した。

静岡市再犯防止政策連携統括会議設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、再犯防止に係る施策について総合的、横断的に推進するとともに、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画の策定について必要な検討を行うため、静岡市における組織的連携のための体制の整備に関する規定（平成27年静岡市訓令第3号。以下「規程」という。）第5条第1項に規定する政策連携統括会議として、静岡市再犯防止政策連携統括会議（以下「統括会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 統括会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 再犯防止に係る施策の推進に関すること。
- (2) 地方再犯防止推進計画の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、再犯防止の推進に関し市長（教育委員会その他の執行機関）が必要であると認める事項

(組織)

第3条 統括会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、保健福祉長寿局に関する事務を担当する副市長を、副議長は保健福祉長寿局長の職にある者を、委員は別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(議長及び副議長)

第4条 議長は、統括会議の会務を総理し、統括会議を代表する。

- 2 議長は、統括会議の議長となる。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(主管局長等)

第5条 規程第5条第3項に規定する主管局長等は、保健福祉長寿局長とする。

(会議)

第6条 統括会議の会議は、議長が招集する。

- 2 統括会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 統括会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 統括会議は、必要があると認めるときは、統括会議の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 第2条各号に掲げる所掌事項について、必要な調査及び研究をさせるため、統括会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の会議の議長となる。
- 5 前条の規定は、幹事会の会議について準用する。この場合において、同条中「統括会議」とあるのは「幹事会」と、「議長」とあるのは「幹事長」と、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 統括会議の庶務は、保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、統括会議の運営に関し必要な事項は、議長が統括会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

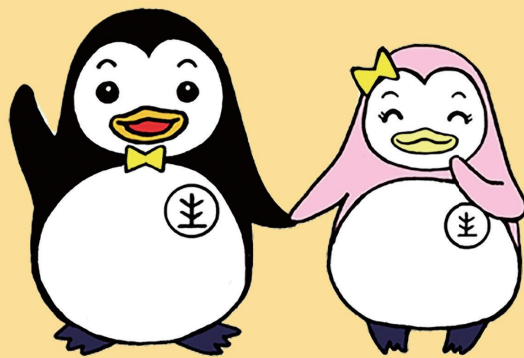
別表第1（第3条関係）

職名
政策官
総務局長
企画局長
財政局長
市民局長
葵区長
駿河区長
清水区長
子ども未来局長
経済局長
都市局長
教育局長

別表第2（第7条関係）

職名
総務局総務課長
企画局企画課長
財政局財政部財政課長
財政局財政部契約課長
市民局生活安心安全課長
葵区役所地域総務課長
駿河区役所地域総務課長
清水区役所地域総務課長
保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課長
保健福祉長寿局健康福祉部障害福祉企画課長
保健福祉長寿局保健衛生医療部精神保健福祉課長
子ども未来局青少年育成課長
子ども未来局子ども家庭課長
子ども未来局児童相談所長
経済局商工部産業政策課長
経済局商工部産業振興課長
経済局商工部商業労政課長
都市局建築部住宅政策課長

教育局教育総務課長
教育局学校教育課長
教育局児童生徒支援課長



(更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん：法務省)



静岡市

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課

TEL : 054-221-1366

FAX : 054-221-1091